

志布志市長選挙及び志布志市議会議員選挙 立候補予定者に交付する物件一覧表

令和3年11月29日
志布志市選挙管理委員会

【説明資料及び記載例】

番号	種別	内 容	数量	備考
1		立候補届出書類（記載例）		
		・ 候補者届出書	1枚	本人届出
		・ 宣誓書	1枚	
		・ 履歴書（報道機関等の照会用）	1枚	任意提出
		・ 所属党派証明書	1枚	
		・ 通称認定申請書	1枚	
		・ 出納責任者届	1枚	
		・ 選挙事務所設置届	1枚	
		・ （報酬を支給できる者の）届出書	1枚	
		・ 選挙立会人となるべき者の届出書	1枚	
		・ （選挙立会人となるべき者の）承諾書	1枚	
		・ 候補者届出書	1枚	推薦届出
		・ 候補者推薦届出承諾書	1枚	推薦届出
		・ 選挙人名簿登録証明書	1枚	推薦届出
		・ 推薦届出者代表者証明書	1枚	推薦届出
		・ 選挙事務所設置承諾書	1枚	推薦届出
		・ 出納責任者選任承諾書	1枚	推薦届出
		・ 公営施設使用の個人演説会開催申出書	1枚	
		・ 選挙候補者辞退届出書	1枚	
		・ 選挙事務所異動届	1枚	
		・ 出納責任者異動届	1枚	
		・ 出納責任者職務代行の開始届	1枚	
		・ 出納責任者職務代行の廃止届	1枚	
		・ 選挙運動用ビラの届出書	1枚	
		・ 選挙公報掲載申請書	1枚	
		・ 政治団体確認申請書	1枚	市長候補者後援会用
		・ 政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書	1枚	市長候補者後援会用
		・ 立候補の届出代理人証明書	1枚	

【説明資料及び記載例】

番号	種別	内 容	数量	備考
2		選挙運動について		
		・ 選挙運動に関する事項	1部	
		・ 候補者の心得	1部	
3		選挙運動に関する収入、支出及び収支報告について		
		・ 選挙運動に関する収入、支出及び収支報告事項	1部	
		・ 選挙運動費用収支報告書	1部	【記載例】
		・ 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書	1枚	【記載例】
4		政治活動用の事務所を表示する立札・看板等について		
		・ 政治活動用の事務所を表示する立札・看板等について	1枚	
		・ 証票交付申請書（候補者用・後援会用）	各1枚	【記載例】
5		選挙運動用自動車の設備外積載許可申請について		
		・ 選挙運動用自動車の設備外積載許可申請について	1枚	
		・ 設備外積載許可申請書	1枚	【記載例】
		・ 看板取り付け見取図	1枚	【記載例】
6		候補者への注意事項について	1枚	
7		今後の日程について	1枚	
8		選挙運動用葉書について	1部	

記載例

志布志市長選挙候補者届出書（本人届出）

候補者	(ふりがな) 志 ^し 布 ^ぶ 志 ^し 太 ^た 郎 ^{ろう}		性別	男
本籍	鹿児島県志布志市志布志二丁目一番二号			
住所	鹿児島県志布志市志布志二丁目一番一号			
生年月日	昭和三十五年四月二十二日		(満六十一才)	
党派	○ ○ 党	職業	農業	
一のウェブサイト等のアドレス	http://00.00.00.jp			
選挙	令和四年一月三十日執行 志布志市長選挙			
添付書類	一 供託証明書 二 宣誓書 三 所属党派証明書 四 戸籍の謄本又は抄本 五 通称認定申請書（通称使用を希望する場合）			

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和四年一月二十三日

氏名

志布志太郎



志布志市長選挙 選挙長

殿

宣誓書

私は、公職選挙法第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止） 第一項、第八十七条（重複立候補等の禁止） 第一項、第二百五十一条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止） 又は第二百五十一条の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により令和四年一月三十日執行の志布志市長選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和四年一月二十三日

住所 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目一番一号
氏名 志布志太郎

候補者届出書と一致する。



履 歴 書

令和4年1月23日

(ふりがな)	し ぶ し た ろ う	性 別
氏 名	志 布 志 太 郎	Ⓐ 男 女
本 籍	鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番2号	
現 住 所	鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号	
生 年 月 日	大 Ⓐ 昭 35年 4月 22日 満 61 歳 平	
職 業	農 業	
学 歴 及 び 職 歴	学 歴	
	昭和○年□月 ○○町立○○小学校卒業	
	昭和○年□月 ○○町立○○中学校卒業	
	昭和○年□月 ○○県立○○高等学校卒業	
	職 歴	
	昭和○年□月 株式会社△△入社	
平成○年□月 株式会社△△退職		

記載例

※ 「無所属」の場合は提出する必要はありません。

所属党派証明書

氏名 志布志太郎

住所 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目一番一号

候補者届出書と一致すること。

右の者は、本政党（政治団体）に所属する者であることを証明する。

令和四年一月〇〇日

政党（支部）（政治団体名） ○ ○ 党

代表者（支部長、責任者） ○ ○ ○ ○ ○ 

記載例

※ 通称使用を希望する場合は、通称のみ提出してください。

通称認定申請書

※ この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければなりません。

※ 戸籍名として用いられている漢字を仮名書きとして扱う場合には、通称認定申請書を提出しなければならない。ただし、右記の資料の提示は必要としない。

※ 戸籍名として用いられている漢字を「常用漢字表」に掲げる通用字体又は「人名用漢字別表」に掲げられている漢字に書き換えても通称として扱う必要はない。(例 濱 澤 ↓ 浜 沢)

(ふりがな)

候補者氏名

志^し布^ぶ志^し

太^た郎^{ろう}

(ふりがな)

呼称

志^し布^ぶ志^し

た^たろ^ろう

令和四年一月三十日執行の志布志市長選挙において、公職選挙法施行令

第八十九条第五項において準用する第八十八条第八項の規定により右の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和四年一月二十三日

住所 鹿児島県志布志市志布志二丁目一番一号

氏名 志 布 志 太 郎



志布志市長選挙 選挙長

殿

記載例

令和4年1月23日

志布志市選挙管理委員会

委員長 殿

本人届出の場合は、候補者が選任する。
推薦届出の場合は、推薦届出者が候補者の承諾を得て選任してもよい。

選任者 住所 鹿兒島県志布志市志布志町
志布志二丁目1番1号

氏名 志布志太郎 

電話 099-472-1111

出納責任者届

令和4年1月30日執行の志布志市長選挙における候補者 志布志 太郎 の
出納責任者を次のとおり選任したので届け出ます。

氏名	鹿兒島 花子  候補者本人でも可
住所	鹿兒島県志布志市有明町野井倉1756番地
職業	農業
生年月日	昭和23年10月10日
選任年月日	令和4年1月23日

備考

- 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任（解任）について候補者の承諾書を添えなければならない。この場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せて代表者証明書を添えなければならない。
- 2 出納責任者の異動が解任又は辞任による場合は、候補者又は推薦届出者の解任若しくは辞任の通知のあったことを証する書面を添えなければならない。
- 3 選任者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和4年1月23日

志布志市選挙管理委員会

委員長

様

届出人 住所

鹿児島県志布志市志布志町
志布志二丁目1番1号

本人届出の場合は候補者が設置することができる。
推薦届出の場合は推薦届出者が候補者の承諾を得て
設置することができる。



氏名

志布志太郎



選挙事務所設置届

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第130条第2項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 候補者の氏名 志布志市長選挙候補者 **志布志太郎**

2 事務所の所在地 志布志市 **有明町野井倉5555番地1**
電話 **099-474-0000**

3 設置年月日 令和4年1月23日

備考

- 異動のときは、新旧事務所の所在地を併記し、設置届の例により届け出ること。
- 届出人本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提
示又は提出を行うこと。ただし、届出人本人の署名その他の措置がある場合はこの限
りではない。

記載例

選挙立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者 ※ 選挙人名簿に登録されている者であること。

※ 令和四年一月二十七日午後五時までに承諾書
※ 一緒に提出すること。
※ 今回の市長選挙及び市議会議員選挙は、開票立

会人を選任せず、選挙立会人のみを選任し、選
任された選挙立会人が選挙立会い及び開票立会
いを合同して行う。
※ 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認

書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が
届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出
及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出
を行うこと。
※ ただし、候補者本人の署名その他の措置がある
場合はこの限りではない。

住 所 鹿児島県志布志市有明町伊崎田一二〇番地

氏 名 松 山 次 郎

大正 昭和 平成
四十二年 三月 三日 生

選挙 令和四年一月三十日執行 志布志市長選挙

立会いすべき選挙区 志布志市 選挙区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和四年一月〇〇日

志布志市長選挙候補者

党派 無所属 氏名 志布志太郎 

志布志市長選挙 選挙長

殿

記載例

※ 「選挙立会人となるべき者の届出書」と一緒に提出する。

承諾書

令和四年一月三十日執行の志布志市長選挙における選挙立会人となるべきことを承諾します。

令和四年一月〇〇日

↑ 選挙立会人届出書の以前日で記入。

住所 鹿児島県志布志市有明町伊崎田一二〇番地

氏名 松山次郎



候補者 志布志太郎 殿

記載例

推薦

志布志市長選挙候補者届出書（推薦届出）

候補者	(ふりがな) 志 ^し 布 ^ぶ 志 ^し 太 ^た 郎 ^{ろう}		性別	男
本籍	鹿児島県志布志市志布志二丁目一番二号			
住所	鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目一番一号			
生年月日	昭和三十五年四月二十二日		(満六十一才)	
党派	〇〇党	職業	農業	
一のウェブサイト等のアドレス	http://〇〇.〇〇.jp			
選挙	令和四年一月三十日執行		志布志市長選挙	
添付書類	一 候補者の承諾書 二 選挙人名簿登録証明書 三 供託証明書 四 宣誓書 五 所属党派証明書 六 戸籍の謄本又は抄本 七 通称認定申請書（通称使用を希望する場合）			

右のとおり推薦届出をします。

令和四年一月二十三日

推薦届出者 住所 鹿児島県志布志市有明町野井倉一一一番地

氏名 鹿兒島花子



昭和二十五年六月十七日生

志布志市長選挙 選挙長

殿

記載例

推薦

候補者推薦届出承諾書

令和四年一月三十日執行の志布志市長選挙における候補者となることを承諾します。

令和四年一月二十三日

推薦届出書の候補者、住所と同じであること。

住所 鹿兒島県志布志市志布志二丁目一番一号

氏名 志布志太郎



推薦届出者 鹿兒島 花子 殿

記載例

推薦

選挙人名簿登録証明書

氏名 鹿見島 花子

住所 鹿児島県志布志市有明町野井倉一一一番地

推薦届出人であること。

右の者は、本市において令和 年 月 日現在における
選挙人名簿に登録されていることを証明する。

令和 四年 一月 日

志布志市選挙管理委員会

委員長

印

推薦届出者代表者証明書

推薦届出者であること。 → 推薦届出者 **鹿兒島 花子**
 → 生年月日 **昭和25年 6月 7日**
 → 住所 **鹿兒島県志布志市有明町
野井倉111番地**

上記の者は、令和4年1月30日執行の志布志市長選挙の候補者
志布志太郎 の推薦届出者の代表者であることを証明します。

令和4年1月23日

推薦届出者

住所 **志布志市有明町〇〇1番地**

氏名 **甲山 乙夫** 

住所 **志布志市志布志町△△2番地**

氏名 **乙田 甲太** 

住所 **志布志市志布志町××3番地**

氏名 **丙野 花子** 

住所 **志布志市有明町□□4番地**

氏名 **町村 市子** 



全ての推薦届出者を記入する。

令和4年1月23日

推薦届出者 **鹿児島花子** 様 ← 推薦届出人であること。

推薦届出書の候補者であること。 → 候補者 **志布志太郎**



選挙事務所設置承諾書

あなたが選挙事務所を設置することを承諾します。

令和4年1月23日

推薦届出者 **鹿児島花子** 様 ← 推薦届出人であること。

推薦届出書の候補者であること。 → 候補者 **志布志太郎** 

出納責任者選任承諾書

あなたの出納責任者選任について承諾します。

志布志市選挙管理委員会

委員長

殿

申出人

候補者

志布志太郎



公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により申し出ます。

候補者	選挙別及び 所属選挙区	志布志市長選挙		
	氏名	ふりがな 志布志太郎	党派別	無所属
	住所	鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号		
	連絡先	電話番号	472 局	1111 番
使用すべき施設	○ ○ 公民館			
開催すべき日時	令和 4 年 1 月 26 日	午後	1 時から	
		午後	3 時まで	
費用の負担区分				

志布志市長選挙候補者辞退届出書

候補者

志布志太郎

事由

※ 辞退する理由を記入する

右のとおり令和四年一月三十日執行の志布志市長選挙において候補者たることを辞する旨の届出をします。

令和四年一月二十三日



辞退の届出期間は、立候補届出日の令和四年一月二十三日、午後五時までである。

志布志市長選挙候補者 志布志太郎



※候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。
ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

志布志市長選挙 選挙長

殿

令和4年1月〇〇日



異動の届出日は異動する日とすること。

志布志市選挙管理委員会

委員長

殿

届出人 住所

鹿児島県志布志市志布志町
志布志二丁目1番1号

選挙事務所の設置届をした者 → 氏名

志布志太郎



選挙事務所異動届

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者の氏名 志布志市長選挙候補者 **志布志太郎**

2 事務所の所在地

新 志布志市 **有明町野井倉7777番地3**
電話 **099-474-0000**

旧 志布志市 **有明町野井倉5555番地1**

3 異動年月日 令和4年 1月〇〇日 ← 異動する日と一致すること

- 1 異動のときは、新旧事務所の所在地を併記し、設置届の例により届け出ること。
- 2 届出人本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、届出人本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和4年1月〇〇日

志布志市選挙管理委員会

委員長 様

選任者 住所 鹿児島県志布志市志布志町
志布志二丁目1番1号
出納責任者の届出をした者 ●→ 氏名 志布志太郎 印
電話 099-472-1111

出納責任者異動届

令和4年1月30日執行の志布志市長選挙における候補者
志布志太郎 の出納責任者を、次のとおり異動したので届け出ます。

氏名	鹿児島花子 ← ● 候補者本人でも可
住所	鹿児島県志布志市有明町野井倉1756番地1
職業	農業
生年月日	昭和34年6月4日
異動年月日	令和4年1月〇〇日 ← ● 異動する日と一致すること

備考

- 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任（解任）について候補者の承諾書を添えなければならない。この場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せて代表者証明書を添えなければならない。
- 2 出納責任者の異動が解任又は辞任による場合は、候補者又は推薦届出者の解任若しくは辞任の通知のあったことを証する書面を添えなければならない。
- 3 選任者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和4年1月〇〇日

志布志市選挙管理委員会

委員長

様

候補者 志布志太郎



出納責任者職務代行の開始届

このことについて、次のとおり届け出ます。

選挙の種類	志布志市長選挙		
候補者の氏名	志布志太郎		
出納責任者の氏名	有明市郎		
出納責任者の事故又は欠けたことの実	〇〇のため		
職務代行者	氏名	松山花子	
	住所	鹿児島県志布志市松山町新橋268番地	
	職業	商業	
	生年月日	昭和25年 6月 7日	
職務代行開始年月日	令和4年1月〇〇日		

備考

- 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任（解任）について候補者の承諾書を添えなければならない。この場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せて代表者証明書を添えなければならない。
- 2 出納責任者の異動が解任又は辞任による場合は、候補者又は推薦届出者の解任若しくは辞任の通知のあったことを証する書面を添えなければならない。
- 3 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

志布志市選挙管理委員会

委員長

様

候補者 志布志太郎



出納責任者職務代行の廃止届

このことについて、次のとおり届け出ます。

選挙の種類	志布志市長選挙		
候補者の氏名	志布志太郎		
出納責任者の氏名	有明市郎		
職務代行の廃止の事由	〇〇のため		
職務代行者	氏名	松山花子	
	住所	鹿児島県志布志市松山町新橋268番地	
	職業	商業	
	生年月日	昭和25年 6月 7日	
職務代行廃止年月日	令和4年1月〇〇日		

備考

- 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任（解任）について候補者の承諾書を添えなければならない。この場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せて代表者証明書を添えなければならない。
- 2 出納責任者の異動が解任又は辞任による場合は、候補者又は推薦届出者の解任若しくは辞任の通知のあったことを証する書面を添えなければならない。
- 3 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和4年1月23日

志布志市選挙管理委員会

委員長 様

候補者 住所 鹿児島県志布志市志布志町
志布志二丁目1番1号

氏名 志布志太郎 

選挙運動用ビラの届出書

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第142条第1項第6号の規定により発行するビラは、下記のとおりですのでお届けします。

記

- 1 ビラの記号 ○号 ← 候補者の届出順を記載する
- 2 ビラの添付 ※ 選挙運動用ビラを添付する

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和4年1月23日

選挙公報掲載申請書

候補者 住所 鹿児島県志布志市志布志町
志布志二丁目1番1号
氏名 志布志太郎 

志布志市選挙管理委員会
委員長 様

志布志市選挙公報に関する条例（令和2年志布志市条例第31号）第3条第1項の規定により、令和4年1月30日執行の志布志市長選挙における選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 掲載文 別添のとおり ← ● 原稿を添付
- 2 写真 別添のとおり ← ● 写真を添付
- 3 連絡場所及び 志布志市志布志町志布志二丁目1番1号
電話番号 (電話 099-472-1111)

備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

政治団体確認申請書

志布志市長選挙における政党その他の政治団体の所属候補者（支援候補者）は下記のとおりです。公職選挙法（昭和25年法律第100号）第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受ける政党その他の政治団体であることを確認願いたくここに申請します。

令和4年1月23日

政党その他の政治団体名 **志布志太郎後援会**
 事務所 **鹿児島県志布志市有明町
野井倉5555番地1**
 代表者氏名 **鹿児島花子** 

志布志市選挙管理委員会委員長 様

記

- 所属候補者（支援候補者）数 **1** 人（令和4年1月23日現在）
- 所属候補者（支援候補者）氏名等

番号	氏名	立候補届出年月日
1	志布志太郎	令和4年1月23日

● 届出順を記載する

添付書類

- 政党その他の政治団体の要領又は規約
- 役員名簿
- 最近の予算書
- 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出書の写し

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

記載例

政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書

私は、志布志市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受ける下記政党その他の政治団体の支援候補者とされることを同意します。

記

政党その他の政治団体名 **志布志太郎後援会**

令和4年1月23日

候補者氏名 **志布志太郎**



立候補の届出代理人証明書

住 所 鹿児島県志布志市有明町
野井倉1756番地1
代理人の氏名等●→氏 名 鹿 児 島 花 子
生年月日 昭和34年 6月 4日

上記の者は、**志布志 太郎** の令和4年1月30日執行の志布志市長選挙における立候補の届出について、私に代わって届出に関する事務を行うものであることを証明します。

令和4年1月23日

候補者住所 鹿児島県志布志市志布志町
志布志二丁目1番1号
候補者氏名 **志 布 志 太 郎** 
(署名又は記名押印)

記載例

届 出 書

公職選挙法第九十七条の二第二項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

令和四年一月二十三日

志布志市長選挙候補者

氏名 志布志太郎



志布志市選挙管理委員会

委員長

殿

記

氏名	住 所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考
甲山 乙夫	志布志市有明町〇〇一番地	25	男	車上運動員	令和四年一月二十三日から 令和四年一月二十九日まで	七日間
乙田 甲太	志布志市志布志町△△二番地	36	男	車上運動員	令和四年一月二十九日まで	七日間
丙野 花子	志布志市志布志町××三番地	47	女	車上運動員	令和四年一月二十三日から 令和四年一月二十九日まで	七日間
町村 市子	志布志市有明町□□四番地	21	女	車上運動員	令和四年一月二十六日から 令和四年一月二十九日まで	四日間
市川 良子	志布志市松山町〇〇五番地	22	女	事務員	令和四年一月二十七日から 令和四年一月二十九日まで	三日間
末畑 一郎	志布志市有明町△△三番地	50	男	事務員	令和四年一月二十九日まで	七日間
南 北 郎	志布志市志布志町××二番地	31	男	事務員	令和四年一月二十三日から 令和四年一月二十九日まで	七日間
東 西 子	志布志市松山町□□五番地	25	女	事務員	令和四年一月二十三日から 令和四年一月二十九日まで	七日間
川山 一子	志布志市志布志町◎◎五番地	22	女	事務員	令和四年一月二十三日から 令和四年一月二十四日まで	二日間
志布志 一郎	志布志市志布志町××一番地	36	男	事務員	令和四年一月二十九日まで	一日間

※ 市長選挙の候補者一人が一日につき報酬を支給できる者の員数は、十二人以内で、選挙運動の全期間を通じて六十人を超えて異なる者を使用することはできない。

備考

一 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第百四十一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と記載するものとする。

二 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」に記載するものとする。

記載例

志布志市議会議員選挙候補者届出書（本人届出）

候補者	(ふりがな)		性別	女
	志 ^し 布 ^ぶ 志 ^し 花 ^{はな} 子 ^こ			
本籍	鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目一番二号			
住所	鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目一番一号			
生年月日	昭和三十五年四月二十二日		(満六十一才)	
党派	○ ○ 党	職業	農業	
一のウェブサイト等のアドレス	http://○○.○○.jp			
選挙	令和四年一月三十日執行 志布志市議会議員選挙			
添付書類	一 供託証明書 二 宣誓書 三 所属党派証明書 四 戸籍の謄本又は抄本 五 通称認定申請書（通称使用を希望する場合）			

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和四年一月二十三日

氏名 志布志花子



志布志市議会議員選挙 選挙長

殿

宣誓書

私は、令和四年一月三十日執行の志布志市議会議員選挙の期日において公職選挙法第九条第二項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれること及び同法第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第一項、第八十七条（重複立候補等の禁止）第一項、第二百五十一条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）又は第二百五十一条の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により同選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和四年一月二十三日

住所 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目一番一号

氏名 志布志花子



候補者届出書と一致する。

履 歴 書

令和4年1月23日

(ふりがな)	し ぶ し は な こ	性 別
氏 名	志 布 志 花 子	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>
本 籍	鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番2号	
現 住 所	鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号	
生 年 月 日	大 昭 <input checked="" type="radio"/> 平 <input type="radio"/> 35年 4月 22日 満 61 歳	
職 業	農 業	
学 歴 及 び 職 歴	学 歴	
	昭和○年□月 ○○町立○○小学校卒業	
	昭和○年□月 ○○町立○○中学校卒業	
	昭和○年□月 ○○県立○○高等学校卒業	
	職 歴	
	昭和○年□月 株式会社△△入社	
平成○年□月 株式会社△△退職		

記載例

※ 「無所属」の場合は提出する必要はありません。

所属党派証明書

氏名 志布志花子

住所 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目一番一号

候補者届出書と一致すること。

右の者は、本政党（政治団体）に所属する者であることを証明する。

令和四年一月〇〇日

政党（支部）（政治団体名） ○ ○ 党

代表者（支部長、責任者）

○ ○ ○ ○ ○



記載例

※ 通称使用を希望する場合のみ提出すること。

通称認定申請書

※ この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならぬ。

※ 戸籍名として用いられている漢字を仮名書きとして扱う場合には、通称認定申請書を提出しなければならない。ただし、右記の資料の提示は必要としない。

※ 戸籍名として用いられている漢字を「常用漢字表」に掲げる通用字体又は「人名用漢字別表」に掲げられている漢字に書き換えても通称として扱う必要はない。(例 濱 澤 ↓ 浜 沢)

(ふりがな)

候補者氏名

志^し布^ぶ志^し
花^は子^{なこ}

(ふりがな)

呼称

志^し布^ぶ志^し
は^はな^なこ

令和四年一月三十日執行の志布志市議会議員選挙において、公職選挙法施行令第八十九条第五項において準用する第八十八条第八項の規定により右の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和四年一月二十三日

住所 鹿児島県志布志市志布志二丁目1番1号

氏名 志 布 志 花 子



志布志市議会議員選挙 選挙長

殿

記載例

令和4年1月23日

志布志市選挙管理委員会

委員長 殿

選任者 住所 鹿兒島県志布志市志布志町
志布志二丁目1番1号

本人届出の場合は、候補者が選任する。
推薦届出の場合は、推薦届出者が候補者
の承諾を得て選任してもよい。

氏名 志布志花子 

電話 099-472-1111

出納責任者届

令和4年1月30日執行の志布志市議会議員選挙における候補者 志布志 花子
の出納責任者を次のとおり選任したので届け出ます。

氏名	鹿兒島 太郎  候補者本人でも可
住所	鹿兒島県志布志市有明町野井倉1756番地
職業	農業 
生年月日	昭和23年10月10日
選任年月日	令和4年1月23日

備考

- 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任（解任）について候補者の承諾書を添えなければならない。この場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せて代表者証明書を添えなければならない。
- 2 出納責任者の異動が解任又は辞任による場合は、候補者又は推薦届出者の解任若しくは辞任の通知のあったことを証する書面を添えなければならない。
- 3 選任者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和4年1月23日

志布志市選挙管理委員会

委員長 様

届出人 住所

鹿児島県志布志市志布志町
志布志二丁目1番1号

本人届出の場合は候補者が設置することができる。
推薦届出の場合は推薦届出者が候補者の承諾を得て
設置することができる。



氏名

志布志 花子



選挙事務所設置届

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第130条第2項の規定により、
次のとおり届け出ます。

- 1 候補者の氏名 志布志市議会議員選挙候補者 **志布志花子**
- 2 事務所の所在地 志布志市 **有明町野井倉5555番地1**
電話 **099-474-0000**
- 3 設置年月日 令和4年1月23日

備考

- 1 異動のときは、新旧事務所の所在地を併記し、設置届の例により届け出ること。
- 2 届出人本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提
示又は提出を行うこと。ただし、届出人本人の署名その他の措置がある場合はこの限
りではない。

記載例

選挙立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者 ※ 選挙人名簿に登録されている者であること。

※ 令和四年一月二十七日午後五時までに承諾書
※ 一緒に提出すること。
※ 今回の市長選挙及び市議会議員選挙は、開票立
会人を選任せず、選挙立会人のみを選任し、選
任された選挙立会人が選挙立会い及び開票立会
いを合同して行う。

※ 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認
書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が
届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出
及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出
を行うこと。
※ ただし、候補者本人の署名その他の措置がある
場合はこの限りではない。

住 所 鹿兒島県志布志市有明町伊崎田一二〇番地

氏 名 松 山 次 郎

大正
昭和
平成
四十二年 三月 三日生

選挙 令和四年一月三十日執行 志布志市議会議員選挙

立会いすべき選挙区 志布志市 選挙区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和四年一月〇〇日

志布志市議会議員選挙候補者

党派 無所属 氏名 志布志 花子 

志布志市議会議員選挙 選挙長

殿

記載例

※ 「選挙立会人となるべき者の届出書」と一緒に提出する。

承 諾 書

令和四年一月三十日執行の志布志市議会議員選挙における選挙立会人となるべきことを承諾します。

令和四年一月〇〇日

↑
● 選挙立会人届出書の以前日で記入。

住所 鹿児島県志布志市有明町伊崎田一二〇番地

氏名 松山次郎



候補者 志布志 花子 殿

記載例

推薦

志布志市議会議員選挙候補者届出書（推薦届出）

候補者	志布志花子 <small>（ふりがな）</small>		性別	女
本籍	鹿児島県志布志市志布志二丁目一番二号			
住所	鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目一番一号			
生年月日	昭和三十五年四月二十二日		（満六十一才）	
党派	○ ○ 党	職業	農業	
一のウェブサイト等のアドレス	http://○○.○○..jp			
選挙	令和四年一月三十日執行 志布志市議会議員選挙			
添付書類	一 候補者の承諾書 二 選挙人名簿登録証明書 三 供託証明書 四 宣誓書 五 所属党派証明書 六 戸籍の謄本又は抄本 七 通称認定申請書（通称使用を希望する場合）			

右のとおり推薦届出をします。

令和四年一月二十三日

推薦届出者 住所 鹿児島県志布志市有明町野井倉一一一番地

氏名 鹿兒島太郎

昭和二十五年六月十七日生

志布志市議会議員選挙 選挙長

殿

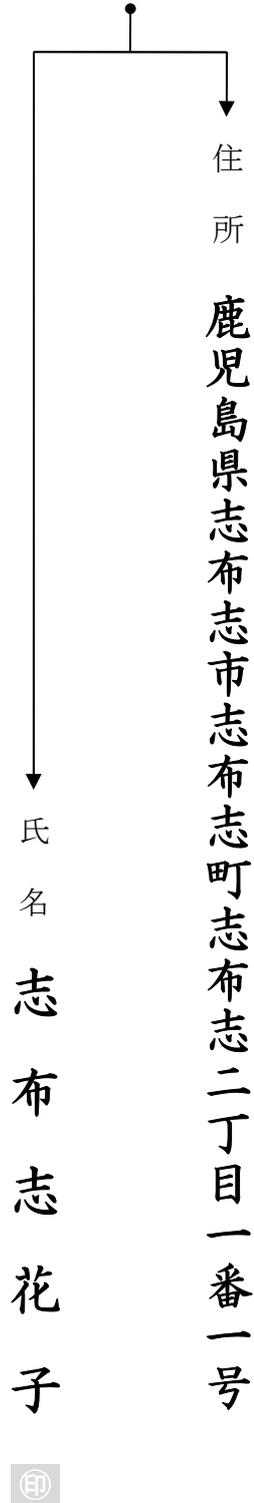
推薦

候補者推薦届出承諾書

令和四年一月三十日執行の志布志市議会議員選挙における候補者となることを承諾します。

令和四年一月二十三日

推薦届出書の候補者、住所と同じであること。



推薦届出者 鹿兒島 太郎 殿

記載例

推薦

選挙人名簿登録証明書

氏名 鹿見島 太郎

住所 鹿見島県志布志市有明町野井倉一一一番地

推薦届出人であること。

右の者は、本市において令和 年 月 日現在における選挙人名簿に登録されていることを証明する。

令和 四年 一月 日

志布志市選挙管理委員会

委員長

印

推薦届出者代表者証明書

推薦届出人であること。 → 推薦届出者 **鹿児島 太郎**
 → 生年月日 **昭和25年 6月 7日**
 → 住所 **鹿児島県志布志市有明町
野井倉111番地**

上記の者は、令和4年1月30日執行の志布志市議会議員選挙の候補者
志布志花子 の推薦届出者の代表者であることを証明します。

令和4年1月23日

推薦届出者
 住所 **志布志市有明町〇〇1番地**
 氏名 **甲山 乙夫** 
 住所 **志布志市志布志町△△2番地**
 氏名 **乙田 甲太** 
 住所 **志布志市志布志町××3番地**
 氏名 **丙野 花子** 
 住所 **志布志市有明町□□4番地**
 氏名 **町村 市子** 
 ↑

全ての推薦届出者を記入する。

令和4年1月23日

推薦届出者 **鹿兒島太郎** 様 ← 推薦届出人であること。

推薦届出書の
候補者であること。

→ 候補者 **志布志花子**



選挙事務所設置承諾書

あなたが選挙事務所を設置することを承諾します。

令和4年1月23日

推薦届出者 **鹿児島太郎** 様 ← 推薦届出人であること。

推薦届出書の候補者であること。 → 候補者 **志布志花子** 

出納責任者選任承諾書

あなたの出納責任者選任について承諾します。

志布志市選挙管理委員会

委員長

殿

申出人

候補者

志布志花子



公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により申し出ます。

候補者	選挙別及び 所属選挙区	志布志市議会議員選挙		
	氏名	ふりがな 志布志花子	党派別	無所属
	住所	鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号		
	連絡先	電話番号	472 局	1111 番
使用すべき施設	○ ○ 公民館			
開催すべき日時	令和 4 年 1 月 26 日	午後	1 時から	
		午後	3 時まで	
費用の負担区分				

志布志市議会議員選挙候補者辞退届出書

候補者

志布志花子

事由

※ 辞退する理由を記入する

右のとおり令和四年一月三十日執行の志布志市議会議員選挙において候補者たることを辞する旨の届出をします。

令和四年一月二十三日



辞退の届出期間は、立候補届出日の
令和四年一月二十三日、午後五時までである。

志布志市議会議員選挙候補者 志布志太郎



※候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。
ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

志布志市議会議員選挙 選挙長

殿

令和4年1月〇〇日



異動の届出日は異動する日とすること。

志布志市選挙管理委員会

委員長

殿

届出人 住所

鹿児島県志布志市志布志町
志布志二丁目1番1号

選挙事務所の設置届をした者 → 氏名

志布志花子



選挙事務所異動届

公職選挙法第130条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

- 候補者の氏名 志布志市議会議員選挙候補者 **志布志花子**
- 事務所の所在地
新 志布志市 **有明町野井倉7777番地3**
電話 **099-474-0000**
旧 志布志市 **有明町野井倉5555番地1**
- 異動年月日 令和4年 1月〇〇日 ← 異動する日と一致すること。

- 異動のときは、新旧事務所の所在地を併記し、設置届の例により届け出ること。
- 届出人本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、届出人本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和4年1月〇〇日

志布志市選挙管理委員会

委員長 様

選任者 住所 鹿児島県志布志市志布志町
志布志二丁目1番1号
出納責任者の届出をした者 ●→ 氏名 志布志花子 印
電話 099-472-1111

出納責任者異動届

令和4年1月30日執行の志布志市議会議員選挙における候補者
志布志花子 の出納責任者を、次のとおり異動したので届け出ます。

氏名	鹿児島太郎 ←● 候補者本人でも可
住所	鹿児島県志布志市有明町野井倉1756番地1
職業	農業
生年月日	昭和34年6月4日
異動年月日	令和4年1月〇〇日 ←● 異動する日と一致すること

備考

- 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任（解任）について候補者の承諾書を添えなければならない。この場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せて代表者証明書を添えなければならない。
- 2 出納責任者の異動が解任又は辞任による場合は、候補者又は推薦届出者の解任若しくは辞任の通知のあったことを証する書面を添えなければならない。
- 3 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和4年1月〇〇日

志布志市選挙管理委員会

委員長 様

候補者 志布志花子



出納責任者職務代行の開始届

このことについて、次のとおり届け出ます。

選挙の種類	志布志市議会議員選挙		
候補者の氏名	志布志花子		
出納責任者の氏名	有明市郎		
出納責任者の事故又は欠けたことの実事	〇〇のため		
職務代行者	氏名	松山太郎	
	住所	鹿児島県志布志市松山町新橋268番地	
	職業	商業	
	生年月日	昭和25年 6月 7日	
職務代行開始年月日	令和4年1月〇〇日		

備考

- 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任（解任）について候補者の承諾書を添えなければならない。この場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せて代表者証明書を添えなければならない。
- 2 出納責任者の異動が解任又は辞任による場合は、候補者又は推薦届出者の解任若しくは辞任の通知のあったことを証する書面を添えなければならない。
- 3 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和4年1月〇〇日

志布志市選挙管理委員会

委員長 様

候補者 志布志花子



出納責任者職務代行の廃止届

このことについて、次のとおり届け出ます。

選挙の種類	志布志市議会議員選挙		
候補者の氏名	志布志花子		
出納責任者の氏名	有明市郎		
職務代行の廃止の事由	〇〇のため		
職務代行者	氏名	松山太郎	
	住所	鹿児島県志布志市松山町新橋268番地	
	職業	商業	
	生年月日	昭和25年 6月 7日	
職務代行廃止年月日	令和4年1月〇〇日		

備考

- 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任（解任）について候補者の承諾書を添えなければならない。この場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せて代表者証明書を添えなければならない。
- 2 出納責任者の異動が解任又は辞任による場合は、候補者又は推薦届出者の解任若しくは辞任の通知のあったことを証する書面を添えなければならない。
- 3 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和4年1月23日

志布志市選挙管理委員会

委員長 様

候補者 住所 鹿児島県志布志市志布志町
志布志二丁目1番1号

氏名 志布志花子 

選挙運動用ビラの届出書

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第142条第1項第6号の規定により発行するビラは、下記のとおりですのでお届けします。

記

- 1 ビラの記号 ○号 ← 候補者の届出順を記載する
- 2 ビラの添付 ※ 選挙運動用ビラを添付する

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和4年1月23日

選挙公報掲載申請書

候補者 住所 鹿児島県志布志市志布志町
志布志二丁目1番1号
氏名 志布志花子 

志布志市選挙管理委員会
委員長 様

志布志市選挙公報に関する条例（令和2年志布志市条例第31号）第3条第1項の規定により、令和4年1月30日執行の志布志市議会議員選挙における選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 掲載文 別添のとおり ← ● 原稿を添付
- 2 写真 別添のとおり ← ● 写真を添付
- 3 連絡場所及び 志布志市志布志町志布志二丁目1番1号
電話番号 (電話 099-472-1111)

備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

立候補の届出代理人証明書

住 所 鹿児島県志布志市有明町
野井倉1756番地1
代理人の氏名等 → 氏 名 鹿 児 島 太 郎
生年月日 昭和34年 6月 4日

上記の者は、**志布志 花子** の令和4年1月30日執行の志布志市議会議員選挙における立候補の届出について、私に代わって届出に関する事務を行うものであることを証明します。

令和4年1月23日

候補者住所 鹿児島県志布志市志布志町
志布志二丁目1番1号
候補者氏名 志 布 志 花 子 
(署名又は記名押印)

記載例

届 出 書

公職選挙法第九十七条の二第二項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

令和四年一月二十三日

志布志市議会議員選挙候補者

氏名 志布志 花子



志布志市選挙管理委員会

委員長

殿

記

氏名	住所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考
甲山 乙夫	志布志市有明町〇〇一番地	25	男	車上運動員	令和四年一月二十三日から 令和四年一月二十九日まで	七日間
乙田 甲太	志布志市志布志町△△二番地	36	男	車上運動員	令和四年一月二十九日まで	七日間
丙野 花子	志布志市志布志町××三番地	47	女	車上運動員	令和四年一月二十三日から 令和四年一月二十九日まで	七日間
町村 市子	志布志市有明町□□四番地	21	女	車上運動員	令和四年一月二十六日から 令和四年一月二十九日まで	四日間
市川 良子	志布志市松山町〇〇五番地	22	女	事務員	令和四年一月二十七日から 令和四年一月二十九日まで	三日間
末畑 一郎	志布志市有明町△△三番地	50	男	事務員	令和四年一月二十九日まで	七日間
南 北 郎	志布志市志布志町××二番地	31	男	事務員	令和四年一月二十三日から 令和四年一月二十九日まで	七日間
東 西 子	志布志市松山町□□五番地	25	女	事務員	令和四年一月二十三日から 令和四年一月二十九日まで	七日間
川山 一子	志布志市志布志町◎◎五番地	22	女	事務員	令和四年一月二十三日から 令和四年一月二十四日まで	二日間
志布志 一郎	志布志市志布志町××一番地	36	男	事務員	令和四年一月二十九日まで	一日間

※ 市議会議員選挙の候補者一人が一日につき報酬を支給できる者の員数は、九人以内で、選挙運動の全期間を通じて四十五人を超えて異なる者を使用することはできない。

備考 一 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第百四十一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と記載するものとする。

二 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」に記載するものとする。

令和4年1月30日執行

志布志市長選挙及び志布志市議会議員選挙

選挙運動に関する事項

志布志市選挙管理委員会

選挙運動に関する事項

選挙運動で現行法によって制限、禁止されている事項は、おおむね次のとおりである。

1 選挙運動のできる期間（法第129条、132条、143条）【候補者の心得P20】

(1) 始 期

立候補の届出又は補充立候補の届出のあった日からでなければ、選挙運動はできない。

届出の日であっても、立候補届出書を選挙長に提出し、適法に受理された後でなければ選挙運動はできない。

(2) 終 期

原則として選挙の期日の前日までであるが、街頭における運動は午後8時までしかできない。ただし、次の運動は選挙当日であってもすることができる。

ア 選挙当日投票所を設けた場所の入口から300メートル以外の区域に設置されている選挙事務所は、そのまま設置しておくことができる。（選挙事務所を表示するための文書図面の掲示を含む。）

イ **公営ポスター掲示場**に適法に掲示された選挙運動用ポスターについても、選挙当日掲示しておくことができる。

2 選挙事務所の設置及び届出並びに閉鎖命令（法第130条～134条）【候補者の心得P22～P24】

(1) 設置できる数

1候補者につき1箇所

(2) 設置することができる者

候補者又は推薦届出者（推薦届出者が数名あるときは、その代表者）

(3) 設置又は異動の届出

ア 設置したとき、又は移動（及び廃止）したときは、直ちに市選挙管理委員会に届けなければならない。（ただし、移動は1日1回に限る。）

イ 届出書用紙は、市選挙管理委員会において作成し、候補者に交付する。

ウ 推薦届出者が設置したときは、候補者の承諾書を添付すること。また、推薦届出者が数名あるときは、その代表者が届け出ることになるが、その代表者である旨の証明書を添付すること。

エ 選挙当日の制限

選挙当日であっても、投票所を設けた場所の入口から300メートル以外の区域に限り設置することができる。

オ 選挙事務所の閉鎖命令

次に掲げる事項に該当するときは、選挙事務所の閉鎖命令を発する。

(ア) 設置することができる者以外の者が設置した事務所

(イ) 設置のできる事務所の数を超えて設置されている事務所

(ウ) 選挙当日、投票所を設けた場所の入口から300メートル未満の区域内に設置されている事務所

3 選挙運動を禁止されている者（法第135条～137条の3）【候補者の心得P20～P22】

(1) 選挙事務関係者

投票管理者、開票管理者及び選挙長は在職中、その関係区域内において選挙運動をすることができない。

不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

(2) 特定公務員

選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会委員、警察官及び収税官吏又は徴税吏員は、在職中選挙運動をすることができない。

(3) 未成年者

労務の提供を除き、年齢満18年未満の者は、選挙運動をすることができない。また、その者を使用して選挙運動をさせることもできない。

(4) 選挙権を有しない者

法第252条（選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）又は政治資金規正法第28条（政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができない。

(5) 教育者

学校教育法に規定する学校の長及び教員は、児童、生徒等に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

(6) 公務員等

国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人等の役職員は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

なお、公務員については、国家公務員法及び地方公務員法により政治活動に関与することを制限している。

4 文書図画による選挙運動の制限（法第142条～144条の3、146条、147条）

【候補者の心得P29～P35】

(1) 頒布できるもの

選挙運動のために使用する文書図画で頒布できるのは、通常葉書及びビラのみである。

ア 選挙運動用通常葉書

(ア) 使用できる通常葉書の枚数は、候補者1人につき以下のとおりであり、無料である。

市長選挙＝8,000枚

市議会議員選挙＝2,000枚

(イ) 発送するときは、必ず配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の窓口選挙郵便物差出票を添え差し出さなければならない。

(ウ) 使用できる期間は選挙運動期間内である。

イ 選挙運動用ビラ

(ア) 市選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラを頒布できる。

(イ) 頒布できる枚数は以下のとおりである。

市長選挙＝16,000枚

市議会議員選挙＝4,000枚

(ウ) 規格は長さ29.7センチメートル、幅21センチメートル（A4判）以内で、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければならない。

(エ) ビラの記載内容、色刷り及び紙質については、特に制限はない。ただし、虚偽事項、利害誘導等罰則に触れるような記載はできない。

(オ) ビラには市選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ、頒布することができない。

(カ) 頒布方法は、新聞折り込みによる頒布、選挙事務所内における頒布、個人演説会の会場内における頒布及び街頭演説の場所における頒布の方法に限られる。

(2) 掲示できるもの

ア 選挙事務所に掲示できるもの

選挙事務所を表示するため、その場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

イ 自動車（船舶）に掲示できるもの

選挙運動用の自動車（船舶）に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

ウ 候補者が使用できるもの

候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類

エ 演説会場において使用できるもの

個人演説会の会場において演説会の開催中その場所を使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載すること）（令110）
以上ア～エまでに掲げたものについて、次のとおり規格及び数量の規制がある。

使用区分	ポスター、立札、看板の類		ちょうちんの類	
	規格	数量	規格	数量
選挙事務所に使用するもの	縦350センチメートル 横100センチメートル 以内	3個以内	高さ 85センチメートル	1個
自動車等に使用するもの	縦 273センチメートル 横 73センチメートル 以内	制限なし	直径 45センチメートル 以内	
演説会場において使用するもの		会場内 制限なし 会場外 2個以内		会場内外を通じて1個

オ 選挙運動用ポスター

(ア) 選挙運動用ポスター

法第143条第1項第5号の規定により使用できるポスターの規格は、タブロイド型（長さ42センチメートル、幅30センチメートル）を超えてはならない。

また、使用するポスターの表面には掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければならない。

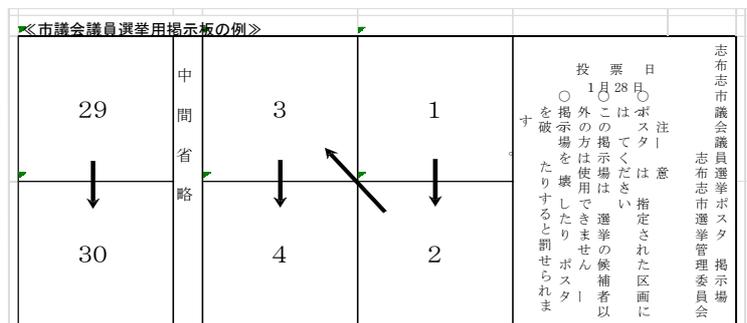
(イ) 掲示についての規制

法第143条第1項第5号の規定する前記（ア）のいわゆる選挙運動用ポスターは、市選挙管理委員会が設置するポスター掲示場以外には掲示することができない。したがって、ポスターの検印又は証紙交付の必要はない。

(ウ) ポスター掲示場の設備及び掲示の方法

a 市選挙管理委員会は、公衆の見易い場所を選び、法第144条の2の規定に基づき政令の定めるところによって1投票区につきおおむね5箇所以上10箇所以内のポスター掲示場を、選挙の告示の前日までに設置し告示する。

b 市選挙管理委員会は、ポスター掲示場にポスターを掲示する区画を定め、区画の右端の上欄を1、下欄を2とし、以下左端の方向へ上欄、下欄の順に一連番号で表示する。



- c 候補者は、前記（ア）選挙運動用ポスターを市選挙管理委員会が設置しているポスター掲示場ごとに1枚掲示することとなるが、掲示することのできる区画は、立候補届出の順位の番号と同じ番号の区画のところである。

(3) 文書図画の頒布又は掲示の禁止に免れる行為の制限（法146条）

何人も選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他のいかなる名義をもってするかを問わず、禁止規定を免れる行為として、候補者の氏名若しくはシンボルマーク、政党等の名称又は候補者を支持する者の名を表示する文書図画の頒布、掲示はできない。また、候補者の氏名、政党等の名称、候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍内にある者の氏名を表示した挨拶状等の頒布、掲示はできない。

(4) 文書図画の撤去

文書図画の掲示について、規定に違反するものは、市選挙管理委員会が撤去命令を発するものであること。

5 言論による選挙運動の制限【候補者の心得P40～P42】

(1) 個人演説会（法第161条～164条の4、令第112条～125条）

ア 個人演説会場として使用できるもの

(ア) 公営施設

- a 学校（学校教育法第1条に規定する学校）及び公民館（社会教育法第21条に規定する公民館）
- b 地方公共団体の管理する公会堂
- c その他市選挙管理委員会が指定し県選挙管理委員会が告示した施設

(イ) 公営施設以外の施設

法第166条の規定により開催できない施設以外の施設で、公営施設以外の施設、具体的には個人演説会を開催するために使用することを管理者又は所有者が許可又は承諾した一般の民家等である。

イ 開催申出の手続

(ア) 公営施設使用の開催申出

- a 個人演説会を開催しようとする候補者は、開催すべき日前2日までに市選挙管理委員会が定める「公営施設使用の個人演説会開催申出書」に所定の事項を記載し、市選挙管理委員会に申出なければならない。
- b 同一施設について、同時に2以上の個人演説会の開催申出をすることはできない。
また、既に申し出た使用の日を経過しなければ、その施設については、新たに申出をすることはできない。
- c 個人演説会の公営施設を使用する時間は、1回について5時間を越えることができない。

(イ) 公営施設以外の施設を使用して行う個人演説会は、施設の管理者又は所有者と直接交渉して市選挙管理委員会に届け出ることなく自由にできる。

(ウ) 開催申出の受理についての規制

- a 公営施設を使用して行う開催申出の受理は、開催すべき日前2日までであり、受理の時間は、午前8時30分から午後5時までである。
- b 公営施設について同一施設に対し、2以上の申出が同一日にあったときは、次の者の申出に係るものは、開催することができない。（この場合は、直ちに開催不能の通知をする。）
 - ・ 申出が後からなされた者
 - ・ 申出の到着が同時の場合は、当該施設の使用回数の多い者。使用回数が同じである

ときは、市選挙管理委員会がくじで定めた者

- c 市選挙管理委員会は、公営施設使用の個人演説会開催の申出（開催不能の場合を除く。）があったときは、施設の管理者に通知する。施設の管理者は、その通知があったときは、施設を使用することができるかどうかを決定し、直ちに市選挙管理委員会及び該当候補者に通知する。
- d 市選挙管理委員会は、公営施設の管理者に対して個人演説会のできる日時の予定表の提出を求めることがある。

(エ) 開催申出の撤回

開催申出の撤回をするときは、開催すべき日前2日まででなければならない。ただし、天災その他不可抗力による場合又はその施設の管理者から使用不能の通知を受けた場合は、この限りでない。

(オ) 個人演説会場の設備

- a 公営設備の管理者は、その施設を使用させることに決定したときは、令第120条の規定によって候補者が事前に納付すべき使用料を納付しない場合を除き、その会場につき、あらかじめ公表している程度の照明、演壇、聴衆席等、個人演説会開催に必要な設備をする。
- b 公営施設の管理者は、市選挙管理委員会の承諾を得て、施設の設備の程度その他施設の使用に関する定めを設けて、あらかじめこれを公表する。

(カ) 施設又は設備の損害賠償

候補者又はそのために選挙運動をする者が施設又は設備を損傷した場合は、その候補者は、その損害を賠償し、又は施設若しくは設備を原状に回復しなければならない。

(キ) 使用料の納付

- a 公営施設を使用して開催する場合は、同一施設ごとに1回限り無料であるが、同一施設を2回以上使用するときは、2回目以後は定められた使用料をあらかじめ施設の管理者に納付しなければならない。
- b 公営施設以外の施設を使用して開催する場合は、その施設の管理者又は所有者と直接交渉し、使用料等を決めて納付する。

(ク) 個人演説会における演説者

- a 候補者及び候補者以外の者も演説することができる。
- b 録音盤を使用して演説することができる。

(2) 街頭演説（法第164条の4～164条の7）

ア 方法

- (ア) 演説者は、一定の場所にとどまって演説しなければならない。
- (イ) 市選挙管理委員会が交付する標旗を掲げなければならない。
- (ウ) 街頭演説において、選挙運動に従事する者（運転手1名、船員を除く。）は、候補者1人につき15人以内とし、この者は市選挙管理委員会が交付する腕章を付けなければならない。

イ 演説時間の規制

- (ア) 午後8時から翌日午前8時までの間は、街頭演説をすることができない。
- (イ) 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するようにすること。
- (ウ) 長時間にわかり、同一の場所にとどまってすることのないようにすること。

ウ 録音盤の使用

街頭演説の場合は、録音盤を使用して演説をすることができる。

(3) 演説会等の規制（法第165条の2、166条）

演説会には次の規制がある。

ア 近接する選挙の場合の規制

他の選挙の投票当日、投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から300メートル以内の区域におきては、選挙運動のための演説会（演説を含む。）、街頭演説及び車上における連呼行為をすることはできない。

イ 特定建物等における規制

公営施設使用の個人演説会を実施する場合を除き、次の施設においては、名義のいかんを問わず、選挙運動のためにする演説及び連呼行為を行うことができない。

（ア）国、地方公共団体の所有又は管理する建物（公営住宅を除く。）

（イ）汽車、電車、乗合自動車、船舶（運動用のものを除く。）及び停車場その他鉄道地内

（ウ）病院、診療所その他の療養施設

6 投票記載所の氏名等の掲示（法第175条、令第125条の4、規則第21条の2、県実施規程第55条の2）

(1) 掲示の方法

市選挙管理委員会は、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

なお、期日前投票記載場所（選挙管理委員会の委員長の管理する投票を記載する場所）における氏名等の掲示については、選挙の期日の告示があった日の翌日から選挙の期日の前日まで、公職の候補者の氏名及び党派別を投票を記載する場所内の適当な箇所にしなければならない。

(2) 掲載順序の決定

市選挙管理委員会は、選挙の告示があった日において、立候補の届出の終了時刻（午後5時）が経過した後、当該選挙長から通知のあった候補者についてくじで定める。

くじを行った後、補充立候補事由が生じ、補充立候補届出がなされた場合には、投票所における氏名等の掲示の記載の順序は補充立候補期間が経過した後に変更して行うくじで定めることとされているが、期日前投票記載場所における氏名等の掲示については、改めてくじを引き直して掲示するという方法をとらず、既に掲示されている氏名等の掲示の末尾に補充立候補のあった候補者の氏名及び党派を順次追加し、補充立候補にあった日の翌日から掲示することになる。

(3) 市選挙管理委員会は(2)によるくじを行う日時及び場所を定め、あらかじめ告示しなければならない。

(4) 公職の候補者又はその代理人は(2)のくじに立ち会うことができる。

(5) 市選挙管理委員会は法第175条第1項及び第2項の規定により候補者の氏名等を掲示した後、候補者が死亡し、又は候補者でなくなった旨等の通知を選挙長から受けたときは、直ちに当該立候補者等に関する部分を二重線を引いて抹消しなければならない。（名簿登載者の死亡等もこれに準ずる。）

7 市長選挙における政党その他の政治団体の政治活動

市長選挙においては、一定の要件を満たす団体（県選挙管理委員会に政治資金規正法第6条の届出をした団体等）が、告示日に選挙管理委員会に届出をすることによって、告示の日から選挙期日の前日まで政治活動ができるようになる。この団体を確認団体と呼ぶ。

なお、一の確認団体の所属候補者又は支援候補者となった者は、別の確認団体の所属候補者又は支援候補者となることができない。主な活動は、次のとおりである。

(1) 政治活動用自動車（拡声機の使用を含む。）

ア 確認団体の本部及び支部を通じて1台

イ 政治活動用自動車には、特定の候補者の氏名又はその氏名が類推される事項を表示することはできない。

ウ 連呼行為については、政策の普及宣伝又は政談演説会や街頭演説の告知のための連呼等政治活動のための連呼に限られるので、選挙運動にわたる連呼行為はできない。

(2) 政談演説会の開催

確認団体がその政治活動として政策の普及宣伝を目的として行う演説会は、2回まで開催することができる。この場合、選挙管理委員会に届出が必要となる。

8 その他

(1) 自動車（船舶）拡声機の使用（法第141条～141条の3、令第109条の3、4）

【候補者の心得P24～P26】

(2) 新聞広告（法第149条）

【候補者の心得P35～P36】

(3) 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附（法第179条～197条、令第127条～128条）

【候補者の心得P43～P45】

(4) 実費弁償及び報酬の額（法第197条の2、令第129条）

【候補者の心得P45～P46】

(5) 寄附の制限（法第199条～200条）

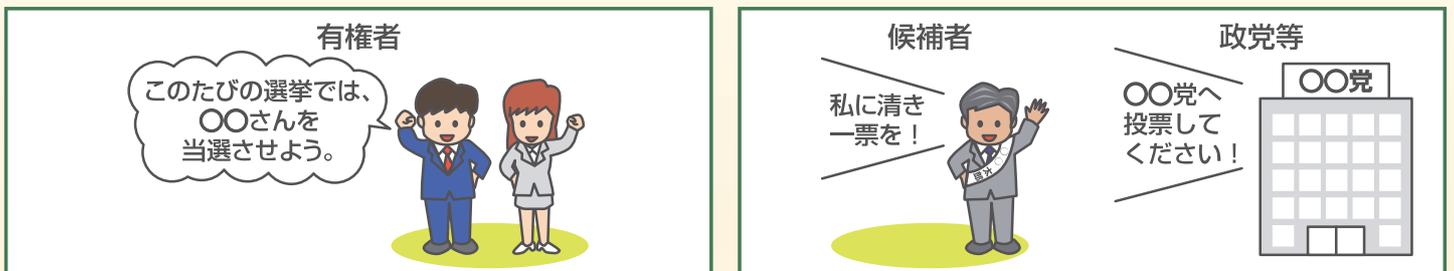
【候補者の心得P49～P51】

インターネットを使った選挙運動が出来るようになりました。

(注)国政選挙及び地方選挙について適用されます。

- ①有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動ができますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- ②候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができます。

(注)・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことであり、
 ・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。
 ・**18歳未満の者等**は選挙運動をすることができません。



電子メール

△△花子<△△△@△△.ne.jp>

このたびの選挙では是非〇〇さんを当選させましょう。

有権者が、電子メールで選挙運動を行うことは禁止。

ウェブサイト等
ホームページ・ブログ・SNS(ツイッター・フェイスブック等) 動画共有サービス・動画中継サイト等

△△ 花子 <△△△@△△.ne.jp>

このたびの選挙では是非〇〇さんを当選させましょう。

〇〇 太郎 <〇〇〇@〇〇.ne.jp>

私は、このたびの選挙に出馬しました〇〇 太郎です。

清き一票を、お願いします。

※電子メールアドレス等の表示義務

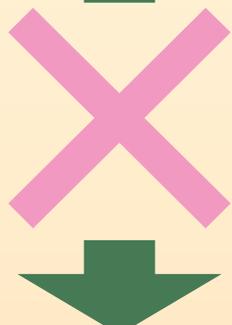
電子メール

〇〇太郎<〇〇〇@〇〇.ne.jp>

私は、このたびの選挙に出馬しました〇〇太郎です。
 ~~~~~  
 ~~~~~  
 清き一票を、お願いします。

※氏名、電子メールアドレス等の表示義務
※一定の記録の保存義務

自らアドレスを通知し、受信に同意した相手等送信先には一定の制限があります。



有権者

※本資料は概要であり、詳しくは総務省HPをご覧ください。 [ネット選挙運動総務省](#) [検索](#)

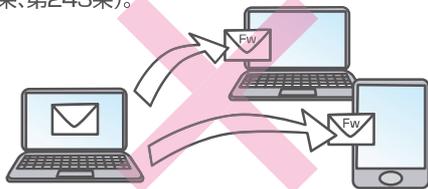
総務省

これらの禁止行為は処罰の対象となります！

選挙運動の方法等に関する規制(例)

有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限りです。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



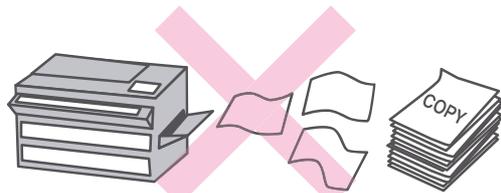
18歳未満の選挙運動は禁止されています！

年齢満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません！

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。



誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)



候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません！

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます(公職選挙法第235条第2項)。



氏名等を偽って通信してはいけません！

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます(公職選挙法第235条の5)。



悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません！

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます(刑法第230条第1項)。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます(刑法第231条)。



候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません！

候補者のウェブサイトを改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます(公職選挙法第225条第2号)。不正アクセス罪(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条、第11条)にも該当します。

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めて下さい。(公職選挙法第142条の7)

(注) プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)は、自己の名誉を侵害されたとする候補者等から申出を受けた場合、一定の手続きを経た上で、その文書図画を削除することがあります。

※本資料は概要であり、詳しくは、総務省HPをご覧ください。[ネット選挙運動総務省](#)

令和4年1月30日執行予定
志布志市長選挙・志布志市議会議員選挙

選挙公報に関する事項

志布志市選挙管理委員会

今回の選挙から、市長、市議会議員選挙それぞれにおいて、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を発行することとなるが、その取扱いは次のとおりである。(選挙公報条例2)

1 公報掲載申請及び掲載文等の提出(条例3、規程2~4)

(1) 公報掲載申請を希望する候補者は、当該選挙の期日の告示があった日(8時30分から17時まで)に市選挙管理委員会に次の書類を提出しなければならない。なお、提出にあたっては郵送することなく直接持参のうえ提出すること。

- ア 選挙公報掲載申請書 1通(別添様式)
- イ 選挙公報掲載文原稿用紙 2部(別添様式)
- ウ 写真 2葉(白黒)

(2) 掲載文原稿及び写真の提出については次の点に注意すること。

- ア 写真欄以外の欄に写真を使用することはできない。
- イ 掲載文は、通常使用する漢字、片仮名、平仮名、数字、ローマ字、記号及び符号をもって記載し、図面、図表、イラストレーション及びこれらの類いを使用することができる。ただし、図表、図表、イラストレーション及びこれらの類いが記載されている場合は、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載することができる面積(氏名欄に係る面積を除く)のおおむね2分の1を超えてはならない。
- ウ 掲載文は市選挙管理委員会が交付する原稿用紙(電磁的記録を含む)に無彩色で記載しなければならない。
- エ 氏名は縦書きとし、立候補届出の際に届け出た氏名(通称の認定を受けた場合はその通称)を記載すること。
- オ 写真は白黒の無地で、無帽かつ正面向きの上半身のものとし、選挙の期日前3月以内に撮影したものであること。写真のサイズは手札版(概ね縦11cm×横8cm)で、裏面に候補者の氏名、党派及び撮影年月日を記載し、原稿用紙に貼らずに提出すること。
- カ 前5項に違反している場合又は文字が著しく小さいこと場合、その他印刷が著しく不鮮明になるおそれがある場合は、候補者に対し掲載文の訂正を求めることがある。

2 掲載文の撤回及び修正の申請方法(条例7、規程7)

(1) 既に提出した掲載文原稿を修正しようとするときは、市選挙管理委員会が交付した原稿用紙により書き改めた掲載文2通を「選挙公報掲載文修正申請書」に添えて、選挙の告示日の17時までに提出しなければならない。

- (2) 既に提出した掲載文を撤回しようとするときは、前項と同じ期間に「選挙公報掲載文撤回申請書」を提出しなければならない。
- 3 掲載順序のくじ（条例4、規程8）
公報に掲載する順序を定めるくじは、公報掲載申請の締切日当日午後5時30分に市役所本庁会議室で行う。このくじには候補者又はその代理人が立ち会うことができる。また、このくじを行う順序は申請書を受理した順序である。
- 4 選挙公報作成についての処理事項（規定9）
選挙公報の規格及び候補者1人当たりの掲載紙面の寸法は市選挙管理委員会が選挙の都度定める。※市長選：B4版に1面4区画、市議選：B2版2つ折りの1面に8区画（1区画10×15cm程度）を予定
なお、原稿用紙の大きさは拡大又は縮小される
- 5 選挙公報の市ホームページへの掲載
選挙公報について、有権者に対する啓発、周知活動の一環として、発行後速やかに市ホームページに掲載する。掲載期間は、投票日当日までとし、選挙公報の掲載順に従ってそのまま掲載することを基本とする。
- 6 選挙公報の発行を中止する場合
選挙が無投票になったとき又は天災その他避けることのできない事故が生じたとき等は選挙公報の発行は中止する。また、掲載申請をした候補者がすべて辞退又は掲載しない旨の申請をした場合はその発行は中止する。
（条例6）
- 7 その他の事項
- (1) 選挙公報の品位を損なう事項
他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等の記載をしてはならない。
- (2) 虚偽事項の記載
身分、職業、経歴、政党その他の団体への所属及び推薦の有無等について、虚偽の事項を記載してはならない。
- (3) 公報掲載文の原稿及び写真はいかなる場合でも返還しない。（規定11）

令和4年1月30日執行予定
志布志市長選挙・志布志市議会議員選挙

選挙運動に関する収入、支出及び
収支報告に関する事項

志布志市選挙管理委員会

1 収入及び支出に関する基本的用語の定義（法179）

- (1) 「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいう。
- (2) 「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付及びその約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。
例えば、労務の無償提供、陣中見舞として受け取った金銭、政党が候補者に与える公認料をいう。また、選挙の際に特定目的のために党費又は会費の名義で出す贈与的性質を有するものは、ここにいう党費、会費ではなく寄附とみるべきである。
なお、企業・労働組合等は、候補者に対して、政治活動（選挙運動を含む。）に関して一切寄附をすることができないので注意すること。
- (3) 「その他の収入」とは、収入から寄附を除いたものをいう。
例えば、選挙運動費用に充てるため借用した金銭、自己資金のうち選挙運動費用に充てたもの等がある。
- (4) 「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。（日常用いられる「支出」という言葉よりも広い意味であることに注意すること。）
- (5) 前記の「収入」、「寄附」、「支出」の項目中の金銭、物品その他の財産上の利益には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものも含まれる。

2 選挙運動に関する支出とみなされない範囲について（法197）

次に掲げる支出は、選挙運動に関する支出とみなされないので、選挙運動に関する支出の中には算入されない。

- (1) 立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- (2) 立候補の届出があった後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- (3) 候補者が乗用する車等のために要した支出
(例) 車等に要した支出の中には、自動車賃、急行料金、航空賃、船賃、バス代等が含まれる。したがって、候補者が演説会場へ行くために自家用車、ハイヤー又はタクシーを使用した場合の費用もこれに該当する。
- (4) 選挙の期日後において、選挙運動の残務整理のために要した支出
- (5) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- (6) いわゆる確認団体（法201の8）が行う選挙運動のために要した支出

(7) 選挙運動のために使用できる自動車及び船舶を使用するために要した支出

(例) 選挙運動のために使用できる自動車及び船舶を使用するために要した支出とは、本来、その自動車及び船舶が走るために必要な経費であり、自動車・船舶の借上料、ガソリン代、重油代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手並びに船員の備料、超過勤務手当、宿泊代及び食事料等である。ただし、自動車及び船舶に付ける拡声機の借料又は自動車に取り付ける文書図画に要する経費はこれに該当しないので、支出に計上しなければならない。

3 選挙運動員等に支給できる実費弁償及び報酬の額について（法197の2）
（令129）

選挙運動に従事する者に支給できる実費弁償並びに労務者に対して支給することができる実費弁償及び報酬の額は、添付のとおりであるから、この額を超えて支給してはならないこと。

なお、選挙運動に従事する者（ここには、労務者は含まない。労務者については(2)で説明）のうち、選挙運動のために使用する事務員及び専ら車上又は船舶における選挙運動のために使用する者並びに専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限って報酬を支給できているが、これらの者については、市選挙管理委員会にあらかじめ文書で届け出る必要があるので注意すること。

(1) 選挙運動に従事する者1人に対して支給できる報酬及び実費弁償の最高限度額は、次のとおりである。出納責任者が限度額を超えて支給した場合には、買収の推定を受けることになる。

ア 報酬

選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、選挙運動自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）で、あらかじめ文書で市選挙管理委員会に届け出た者について、1日について9人（市長選挙は12人）を超えない範囲内であれば立候補の届出のあった日から選挙の期日の前日までの間は、報酬を支給することができるが、超過勤務手当は支給することができない。

ただし、立候補の届出の日から選挙の期日の前日までの期間を通じて、45人（市長選挙は60人）を超えて異なる者を届け出ることができないので注意すること。

報酬額

	運動員（1人・1日につき）	支給できる額
選挙運動に従事する者	届け出た事務員	10,000円以内
	届け出た車上運動員	15,000円以内
	届け出た手話通訳者、要約筆記者	15,000円以内

イ 鉄道賃

鉄道旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により算出した実費額（参考）「運賃等」とは、急行料金、寝台料金を含む。

ウ 船賃

水路旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により算出した実費額

エ 車賃

陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について路程に応じた実費額

（参考）「車賃」とは、乗合自動車の料金、タクシー、ハイヤーの料金等である。

オ 宿泊料

1夜につき12,000円以内の実費（食事料2食分を含む。）

（参考）宿泊した場合には、他に2食分としての弁当料の弁償を受けることはできない。また、選挙運動員がいわゆるチップを出したとしてもこれについて実費弁償することはできない。

カ 弁当料

1食につき1,000円以内の実費額。ただし、1日につき3,000円以内（参考）

① 事務所で弁当を提供した場合においては、実費弁償の支給については、1日当たりの制限額からその提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額までしか実費弁償できない。（その場合であっても1食につき1,000円の制限がかかっていることに注意する。）

② 弁当を提供しない場合にあっても選挙運動に従事する者が、他の方法により食事をとったときは、その実費に相当する金額を1食につき1,000円、1日につき3,000円の範囲内において実費弁償として支給することができる。

③ 1食について1,000円以内であり、かつ、1日について3,000円以内であれば、何回食事をしてそれを弁償することができる。

キ 茶菓子料

1日につき500円以内の実費額

(2) 選挙運動のために使用する労務者1人に対して支給できる報酬及び実費弁償の額の最高限度額は、次のとおりである。

ア 基本日額（8時間の労働）

10,000円以内。ただし、弁当を提供した場合においては、提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額

イ 超過勤務手当

1日につき、基本日額の5割以内（5,000円以内）

ウ 鉄道賃、船賃、車賃については、(1)と同じ額である。

エ 宿泊料

1夜につき10,000円以内の実費額（食事料を含まない。）

（参考）運動員の場合と異なり、2食分の食事料が付いていないが、これは、労務者は別に報酬の支給を受けることができるので、食事は自己の負担においてすることを建前としているからである。したがって、労務者が宿泊して食事をした場合にも自己において負担しなければならない。

4 会計に関する取扱いについて

(1) 支出科目別の記載上の注意事項

ア 人件費

「選挙運動に従事する者」に対しては、報酬は支給できないのが原則である。ただし、一定の者（a 選挙運動のために使用する事務員、b 専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者（いわゆる「うぐいす嬢」）、c 専ら手話通訳のために使用する者、d 専ら要約筆記のために使用する者）であらかじめ市選挙管理委員会に届け出た者に対してのみは支給することができる。「選挙運動のために使用する労務者」に対しては報酬を支給することができ、人数についても制限はない。

これら運動員等に対して支払われる実費弁償については、交通費、食糧費として計上され、人件費には計上しない。

（参考）

- ① 一般に、選挙運動に従事する者のうちa～dには、総括責任者、出納責任者等の選挙運動の枢機に参画するような者や、親族、友人等の特別の信頼関係から選挙運動に従事する者は含まれない。
- ② 「選挙運動のために使用する事務員」には、直接選挙人に働きかける行為を行う者は含まれない。
- ③ 「専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者」とは、いわゆる「うぐいす嬢」のように選挙運動用自動車又は船舶の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用された者をいう。

- ④ 「専ら手話通訳のために使用する者」とは、演説会等において手話通訳をする者など、手話通訳をすることを本務として雇用された者をいう。
- ⑤ 「専ら要約筆記のために使用する者」とは、選挙運動において文書図画の頒布・掲示のために口述を要約して文書図画に表示することを本務として雇用された者をいう。
- ⑥ 「選挙運動のために使用する労務者」とは、選挙人に対し直接に投票を勧誘する行為又は自らの判断に基づいて積極的に投票を得、又は得させるために直接、間接に必要なかつ有利なことをするような行為、すなわち法にいう選挙運動を行うことなく、専らそれ以外の単純かつ機械的労務に従事する者をいう。

具体例としては、ポスター貼りや葉書の宛名書きのように、選挙人に対する直接の投票依頼を内容としない行為を本務とし、かつ、これらの行為を自らの判断に基づいて積極的に行うなどの特別の事情がない者等が「労務者」に当たる。

イ 家屋費 ((1)選挙事務所費 (2)集会会場費等)

主として選挙事務所及び備品等の借上料及び電話架設費並びに個人演説会の会場の借上料である。

(参考)

- ① 候補者が自宅を選挙事務所に使用した場合の費用は、選挙運動費用に算入する必要はない。
- ② 政党の支部、後援会等の事務所を選挙事務所として無償で借りた場合には、時価で見積もった額を借入先からの寄附として収入に計上し、かつ、同額を選挙事務所費として支出に計上しなければならない。
- ③ 公営施設使用の個人演説会の場合は、1会場につき、1回に限り無料で使用できるので、この場合は、選挙運動費用に加算されない。

ウ 通信費

電報、電話（借上料及び電話料）、葉書（公営により無料で差し出すことができる通常葉書を除く。）、封書及びインターネットの回線使用料に要する費用である。ただし、電報、葉書、封書は選挙運動のための文書としては使用できず、事務連絡用のものに限る。

エ 交通費

選挙運動に従事する者、労務者の車賃等である。候補者の乗用する自動車については、選挙運動費用に加算されない。

(参考)

- ① 選挙運動員の使用する自動車（選挙運動用自動車を除く。）については、候補者の所有するものであっても、選挙運動のために使用した

場合には、その費用は選挙運動費用に加算すべきである。

② 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した費用は、選挙運動費用に加算されない。

オ 印刷費

選挙運動用ビラ、葉書及びポスターの印刷費等である。

カ 広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用である。

キ 文具費

紙、筆記用具その他選挙運動のために使用した消耗品等の費用である。

ク 食糧費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用及び法律上許容された選挙運動に従事する者及び労務者に対し提供する弁当の調製に要した費用等である。特に弁当等の食料は、315,000円(1,000円×45食×7日)を超えてはならないので注意すること。

ケ 宿泊費

休憩及び宿泊に要した費用である。

(参考)

候補者等が選挙運動のため、親戚、知人の家に宿泊した場合の費用は、実費を支払った場合にはその額、支払わない場合においてはその時期及び場所における相当額を選挙運動費用として計上するとともに、寄付として収入にも計上しなければならない。

コ 雑費

ア～ケ以外の諸費をいうのであるが、例えば、看板等の作成に当たって、看板屋に請け負わせたものならば広告費に、材料を提供して労務者を雇い作成したものであるときは労務者に要した費用は人件費に、材料代等は雑費に、ペンキ代等は文具費として処理すべきである。そのほか、光熱水費も雑費となる。

(2) 明細書の提出 (法186)

出納責任者以外の者で、候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から7日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない。ただし、出納責任者の請求があるときは、直ちに提出しなければならない。また、候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後直ちに提出責任者にその明細書を提出しなければならない。

(3) 領収書等の徴収と送付 (法188)

出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために

支出をした者は、選挙運動に関する全ての支出について、その支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴しなければならない。ただし、天災地変、相手方の死亡及び社会通念上領収書を発行しない慣例となっているような場合等、徴し難い理由があるときは、この限りでない。また、これらの領収書等は、直ちに出納責任者に送付しなければならない。

5 選挙運動費用の制限

法定選挙費用

選挙の種類	人数割額	固定額	法定制限額
市長	81 円	310 万円	告示日における選挙人名簿登録者数×人数割額＋固定額
市議会議員	501 円	220 万円	(告示日における選挙人名簿登録者数÷議員定数)×人数割額＋固定額

法定選挙費用算定例 (10 月 18 日登録現在)

(1) 志布志市長選挙

$$25,081 \text{ 人} \times 81 \text{ 円} + 310 \text{ 万円} \div 5,131,600 \text{ 円}$$

(2) 志布志市議会議員選挙

$$25,081 \text{ 人} \div 20 \times 501 \text{ 円} + 220 \text{ 万円} \div 2,828,300 \text{ 円}$$

※百円未満の端数があるときは、その端数は、百円とする。

選挙運動員、労務者等に支給することができる報酬および実費弁償一覧表

区分	選挙運動に従事する者		報酬	実費		弁償	
	選挙運動員 (応援弁士外)	選挙運動のために使用する。 ・事務員 ・車上運動員及び 手話通話者 あらかじめ氏名、住所等選挙管理委員会に届け出なければならない		支給することはできない。	一日一人につき 一万円以内 一万五千円以内 (超過勤務手当の支給はできない。)	鉄道賃 船賃 車賃	宿泊料
労務者	運転手、ポスターはり看板の運搬、はがきの宛名書き及び発送等	一日一人につき一万円以内 超過勤務手当 右の額の五割以内 弁当を提供した場合、この報酬額から提供した弁当の実費額を差し引いた額を支給する。	右に同じ	右に同じ	一夜につき 一万円 (食事を含まない。)	弁当代は、報酬額から差し引く。	お茶うけ程度の茶菓子以外は支給できない。
注・一	実費弁償は、実際にかかった額を越えて支給してはならない。たとえば、食事をしないのに弁当料を支給したり、八百円の食事をしたのに対し千円を支給するようなことは許されない。						
二	労務者に対する茶菓子料の実費弁償はできないが、通常用いる程度の茶菓子は提供することができる。						

※ 法定制限額 市長選

市議選

〔 告示日の選挙人名簿登録者数 × 81円 〕 + 3,100,000円

〔 告示日の選挙区の選挙人名簿登録者数 × 501円 〕 + 2,200,000円
議員定数20

記載例

選挙運動費用収支報告書

市長選の場合は「志布志市長選挙」、
市議会議員選挙の場合は「志布志市議会議員選挙」
選挙区

1. 令和4年1月30日執行

〇〇〇〇選挙

2. 公職の候補者

住所 志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

↑
記入しない

氏名 志布志 太郎

3. 月 日から 第 1 回分
月 日まで

第1回分の報告と第2回分の報告は期間が連続していなければならないので、第2回分の報告の始期は第1回分の報告の際の帳簿締切日の翌日の日付とすること。

● 選挙の期日経過後の収入・支出があるので、その期日後の日付でもよい。
● 実際の帳簿締切日を記載すること。

**選挙の期日から15日以内（2月14日）までに提出してください。
未提出の場合は、出納責任者に罰則があります。**

4. 収入の部

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
〇 月 〇 日	△ △ △	その他の収入					自己資金
〇 月 〇 日	△ △ △	寄 附	有明町野井倉〇〇番地	外10名 甲 野 太 郎	無 職		陣中見舞い 金銭の供与
〇 月 〇 日	△ △ △	寄 附	志布志町志布志〇〇番地	乙 山 次 郎	商 業	1日5,000円 ×7日	事務所無料 借 上
〇 月 〇 日	△ △ △	寄 附	松山町新橋〇〇番地	甲 野 三 郎	商 業	机2 椅子10 1日2,000円×7日	備品無料 借 上
〇 月 〇 日	△ △ △	寄 附	有明町山重〇〇番地	丙 川 幸 男	農 業	1日12,000円 ×7日	自動車無料 借 上
〇 月 〇 日	△ △ △	寄 附	志布志町安楽〇〇番地	甲 山 一 子	電 気 店	1日10,000円 ×7日	拡声機無料 借 上
〇 月 〇 日	△ △ △	寄 附	松山町泰野〇〇番地	外9名 乙 川 二 子	農 業	1人2,000円 ×10人	陣中見舞い 茶 菓 子
〇 月 〇 日	△ △ △	寄 附	志布志町内之倉〇〇番地	丙 野 三 吉	農 業	1日15,000円 ×7日	労務無償 提 供
〇 月 〇 日	△ △ △	寄 附	有明町野神〇〇番地	甲 川 一 郎	商 業	1日10,000円 ×7日	労務無償 提 供
〇 月 〇 日	△ △ △	その他の収入					借入金
公職の候補者1人に対する寄付は、年間150万円までに限られる。ただし、政治団体がする寄付及び個人が遺贈によってする寄付はこの限りではない。企業・労働組合等は、候補者に対しては、政治活動、選挙運動に関して一切寄付をすることができないので、注意すること。			1件10,000円を超えるものは、各件ごとに記載する。1件10,000円以下の収入については、「寄付」及び「その他の収入」の別により各収入日における合計額をこのように1つの欄に記載すること。「寄付」については、1件10,000円以下のものについても各件ごとに記載しても差し支えない。				
※ 陣中見舞いは、金銭及びお茶受け程度の菓子類に限る。 その他の酒・ジュース等の飲食物及び煙草は禁止されている。							
計	寄 附	△ △ △					
	その他の収入	△ △ △					
	計	△ △ △					
前 回 計	寄 附		}	第2回分以降の報告の場合には、前回までの合計額を記載する。			
	その他の収入						
	計						
総 額	寄 附	△ △ △					
	その他の収入	△ △ △					
	総 計	△ △ △					

※ 収入が数ページにわたる場合は、各ページの小計を最下行に記載する。

※ 「選挙運動費用収支報告書」様式のデータを希望する場合は、市のホームページからダウンロードしてください。

5. 支出の部 ● 契約締結年月日（発生主義）

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外 の支出の 見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
① 人件費	△ △ △		【選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等の運動員に対する報酬】					
○ 月 ○ 日	△ △ △	選挙運動	労務者報酬	有明町野井倉〇〇番地	A 野 五 郎	会社員		○月△日支払 15,000円×7日
○ 月 ○ 日	△ △ △	選挙運動	労務者報酬	志布志町夏井〇〇番地	B 山 三 郎	農 業		○月△日支払 10,000円×7日
○ 月 ○ 日	△ △ △	選挙運動	事務員報酬	松山町新橋〇〇番地	F 川 良 子	学 生		○月△日支払 10,000円×7日
○ 月 ○ 日	△ △ △	選挙運動	労務者報酬	志布志町帖〇〇番地	D 丸 達 也	農 業		○月△日支払 15,000円×7日
○ 月 ○ 日	△ △ △	選挙運動	車上等運動員報酬	松山町尾野見〇〇番地	丙 野 花 子	会社員		○月△日支払 15,000円×4日
○ 月 ○ 日	△ △ △	選挙運動	労務者報酬	志布志町内之倉〇〇番地	C 野 三 吉	農 業	15,000円 ×7日	無償提供
○ 月 ○ 日	△ △ △	選挙運動	労務者報酬	有明町伊崎田〇〇番地	E 山 一 郎	商 業	10,000円 ×7日	無償提供
○ 月 ○ 日	△ △ △	選挙運動	車上等運動員報酬	有明町蓬原〇〇番地	甲 山 乙 夫	農 業		○月△日支払 15,000円×7日
○ 月 ○ 日	△ △ △	選挙運動	車上等運動員報酬	志布志町田之浦〇〇番地	乙 田 甲 太	無 職		○月△日支払 15,000円×7日
			（労務者とは、運転手、葉書の宛名書、ポスター貼り、看板の運搬等、選挙運動に附随して行う単純な機械的労務をする者）			無償労務提供の場合は、時価で見積った額を収入（寄付）及び支出に計上しなければならない。		
小 計	△ △ △		「事務員」及び「車上等運動員（いわゆるウグイス嬢）、手話通訳」に対する報酬は、1日につき市長選挙は12人、市議会議員選挙は9人を超えて支払ってはならない。また、当委員会に届け出た者以外の者に事務員又は車上等運動員としての報酬を支払ってはならない。「労務者」には人数制限はなく、当委員会に届け出る必要はない。また、選挙運動に限らず、立候補準備のためにも雇用することができる。					
② 家屋費								
イ 選挙事務所費			【選挙事務所の借上料、臨時電話の架設費用】					
○ 月 ○ 日	△ △ △	立候補準備	事務所借上料	有明町原田〇〇番地	乙 野 次 郎	商 業		無償提供 光熱水費
○ 月 ○ 日	△ △ △	立候補準備	事務所備品借上料	松山町泰野〇〇番地	甲 野 三 郎	商 業		無償提供 机椅子他
○ 月 ○ 日	△ △ △	立候補準備	臨時電話架設費	鹿児島市松原町〇〇番地	N T T 鹿 児 島 支 店			○月△日支払
			（事務所を自宅にした場合の経費は算入されない。）					
ロ 集会会場費			【個人演説会場の借上料等】					
○ 月 ○ 日	△ △ △	選挙運動	個人演説会場借上料	有明町蓬原〇〇番地	〇〇公民館			個人演説 会場借上
			公営施設使用の個人演説会は1回に限り無料で使用できるが、その場合には支出に計上しない。					
小 計	△ △ △							

※ 契約締結月日と支払月日とが異なる場合は、備考欄に支払月日を記載すること。

③ 通 信 費			【電報、電話料、葉書の費用】						
○ 月 ○ 日	△ △ △	選挙運動	切 手 書	志布志町志布志2丁目	志布志郵便局	法定枚数内の選挙運動用葉書は 公営により無料で差し出すことができるが、			
○ 月 ○ 日	△ △ △	選挙運動	電話通話料	鹿児島市松原町	N T T 鹿児島支店	無料で差し出した場合は、支出に計上しない。			
			N T T 等からの請求が遅れて第1回分の報告書の提出期限までに支払が済んでいないときは、第2回分以降に報告すること。						
小 計	△ △ △		政治団体等の電話を共同使用している時は、請求額に使用した割合を掛けて使用料を算出すること。						
④ 交 通 費			【事務員、運動員、労務者の交通費】						
○ 月 ○ 日	△ △ △	選挙運動	ガソリン代	有明町野井倉2123	㈱〇〇石油	選挙運動用自動車(1台のみ)に要する借上料・ガソリン代等は選挙運動費用には含まれないので支出には計上しないこと。			
○ 月 ○ 日	△ △ △	選挙運動	タクシー代	有明町◎◎	有明タクシー				
○ 月 ○ 日	△ △ △	選挙運動	自動車借上料	有明町野井倉2264	大 石 幸 男	農 業		○月△日支払	
○ 月 ○ 日	△ △ △	選挙運動	労務者車賃	有明町野井倉3478	川 下 一 郎	農 業		12,000円×7日	
○ 月 ○ 日	△ △ △	選挙運動	運動員車賃	志布志町田之浦3478	松 原 達 郎	農 業		実費弁償	
小 計	△ △ △								
⑤ 印 刷 費			【ポスター、はがきの印刷費】						
○ 月 ○ 日	△ △ △	立候補準備	ポ ス タ ー 印 刷 代	有明町野井倉	A 印 刷 所	印刷所		300枚	
○ 月 ○ 日	△ △ △	選挙運動	葉書印刷代	志布志町志布志	B 印 刷 所	印刷所		2,100枚	
小 計	△ △ △								
⑥ 広 告 費			【立札、看板、ちょうちん、拡声機等の費用】						
○ 月 ○ 日	△ △ △	立候補準備	事 務 所 用 看 板 代	有明町野井倉4156	山 川 和 夫	大 工			
○ 月 ○ 日	△ △ △	立候補準備	自 動 車 用 看 板 代	有明町野井倉4156	山 川 和 夫	大 工			
○ 月 ○ 日	△ △ △	立候補準備	キ ャ ラ コ 代 ビ ニ ール 袋	志布志町志布志	A 百 貨 店			ポスター及び看板用	
○ 月 ○ 日	△ △ △	立候補準備	ち ょ う ち ん 代	都城市中町	B 百 貨 店				
○ 月 ○ 日	△ △ △	立候補準備	写 真 代	有明町野井倉6185	C 写 真 館	写真館		ポスター用	
○ 月 ○ 日	△ △ △	選挙運動	拡 声 機 借 上 料	有明町野井倉2431	有明電気店	電気店		無償提供	

⑦ 文具費			【紙、筆、墨、等の費用】					
○ 月 ○ 日	△ △ △		立候補 準備	鉛筆・筆 ボールペン	有明町野井倉2005	H 書 店	文具店	事務用 消耗品
○ 月 ○ 日	△ △ △		立候補 準備	看 板 用 ペ ン キ	有明町野井倉2005	H 書 店	文具店	事務用 消耗品
○ 月 ○ 日	△ △ △		選挙運動	糊・画鋏等	有明町野井倉2005	H 書 店	文具店	ポスター用
○ 月 ○ 日	△ △ △		選挙運動	ビニールテープ ガムテープ	有明町野井倉2005	H 書 店	文具店	ポスター用
小 計	△ △ △							
⑧ 食糧費			【湯茶、茶菓子、及び運動員、労務者に対して提供する弁当、もしくは弁当調製に要した費用】					
○ 月 ○ 日	△ △ △		選挙運動	煎 茶 代	有明町野井倉5763	A 製茶工場	茶製造業	
○ 月 ○ 日	△ △ △		選挙運動	茶 菓 子 代	志布志町志布志1丁目	C 菓 子 店	菓子小売	せんべい まんじゅう
○ 月 ○ 日	△ △ △		選挙運動	仕 出 し 弁 当 代	志布志町志布志2丁目	B 食 堂	飲食店	1,000円 ×45食
○ 月 ○ 日	△ △ △		選挙運動	仕 出 し 弁 当 代	志布志町志布志1丁目	E 食 堂	飲食店	1,000円 ×45食
○ 月 ○ 日	△ △ △		選挙運動	仕 出 し 弁 当 代	志布志町志布志1丁目	H 食 堂	飲食店	1,000円 ×45食
○ 月 ○ 日	△ △ △		選挙運動	茶 菓 子 代	志布志町志布志1丁目	AB果物店	果物店	みかん・ リンゴ等
○ 月 ○ 日	△ △ △		選挙運動	運 動 員 費 用 弁 償	志布志町内之倉7654	丸 山 義 男	農 業	1,000円× 3食×7日 弁 当 料
○ 月 ○ 日	△ △ △		選挙運動	運 動 員 費 用 弁 償	有明町野井倉4538	坂 田 三 吉	農 業	500円 ×7日 茶 菓 料
○ 月 ○ 日	△ △ △		選挙運動	米、肉、魚 野 菜 等	有明町野井倉	H スーパー		
			<p>炊き出しの場合の経費は、315,000円の範囲内とする。 自家用米等を使用した場合は時価で見積もること。</p> <p>選挙事務所において、選挙運動に従事する者及び労務者に提供する弁当等の食料は、法139条により315,000円（1,000円×45食×7日）を超えてはならない。また、陣中見舞に来た選挙人等に食事を提供することはできない。</p> <p>選挙事務所において、労務者及び選挙運動に従事する者に弁当を提供した場合には、その労務者の報酬から弁当の実費に相当する額を差し引かねばならない。選挙運動に従事する者については、その者に実費弁償として支給できる弁当料については、1日当りの弁当料の制限額（3,000円）から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額までしか弁償できない。</p> <p>なお、1食は、1,000円以内である。</p>					
小 計	△ △ △							
⑨ 休泊費			【休憩費と宿泊費の費用】					
○ 月 ○ 日	△ △ △		選挙運動	運 動 員 宿 泊 料	鹿児島市武町1丁目	水 野 一 郎	団体役員	
小 計	△ △ △							

⑩ 雑 費			【材料費、その他電気料、水道料、ガス代の費用】				
○ 月 ○ 日	△ △ △		立候補準備 手袋、ハチマキ他	志布志町志布志1丁目	I 百貨店		
○ 月 ○ 日	△ △ △		選挙運動	電 気 料	〇〇市〇〇町1丁目	九州電力(株)	第1回分の報告書提出時までに請求が来ていないため、支払っていない場合には、第2回分以降に報告すること。
○ 月 ○ 日	△ △ △		選挙運動	水 道 料	志布志町志布志2-1-1	志布志市水道課	
○ 月 ○ 日	△ △ △		選挙運動	ガ ス 代	志布志町安楽2150	〇〇ガス(株)	
○ 月 ○ 日	△ △ △		選挙運動	灯 油 代	有明町野井倉2765	K 燃 料 店	商 業
○ 月 ○ 日	△ △ △		選挙運動	駐 車 場 借 上 料	有明町野井倉1235	Y川 幸太郎	農 業
小 計	△ △ △		※報告書の内容について調査する必要があるときは、資料の提出を求めることがあります。 なお、報告書の提出を怠ったり、虚偽の記入をした出納責任者は、処罰されることがあります。				
計	立候補準備のための支出	△ △ △					
	選挙運動のための支出	△ △ △					
	計	△ △ △					
前回計	立候補準備のための支出						
	選挙運動のための支出						
	計						
総額	立候補準備のための支出	△ △ △					
	選挙運動のための支出	△ △ △					
	総計	△ △ △					
支出のうち 公費負担 相当額	項 目		単 価(A)	枚 数(B)	金額((A)×(B)=(C))		
	選挙運動用通常葉書の作成		円	枚	円		
	ビラの作成		円	枚	円		
	ポスターの作成		円	枚	円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		円	枚	円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		円	枚	円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		円	枚	円		
計				円			

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

平成30年 ○月○○日

出納責任者 住 所 志布志市有明町伊崎田1000番地

氏 名 有 明 市 郎

⑩

● 住所は出納責任者（異動）届に記載した住所と一致すること。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

記 載 例

支出の年月日	支出の金額	区 分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
○ 月 ○ 日	△ △ △ ^円	選挙運動	人 件 費	労務無償提供のため ←
○ 月 ○ 日	△ △ △	立候補準備	家 屋 費	事務所無償提供のため
○ 月 ○ 日	△ △ △	立候補準備	家 屋 費	備品無償提供のため
○ 月 ○ 日	△ △ △	選挙運動	交 通 費	自動車無償提供のため
○ 月 ○ 日	△ △ △	選挙運動	広 告 費	拡声機無償提供のため
				● 報酬を辞退した場合は、見積額を寄附による収入にあげ、同額の支出があったとして取り扱うが、領収書が取れないならば、この明細書に記入が必要。

- 1 平成30年1月28日執行 ○○○○選挙 ← ● 市長選の場合は「志布志市長選挙」、市議会議員選挙の場合は「志布志市議会議員選挙」
- 2 公職の候補者 氏 名 志 布 志 太 郎
- 3 出納責任者 氏 名 有 明 市 郎

備考

- 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区分を明記するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄には、支出簿の備考中6の例により記載するものとする。

政治活動用の事務所を表示する立札・看板等について

1 総量の規制

公職の候補者等、又は後援団体が政治活動のために使用する事務所において掲示することができる立札・看板（例えば「○△後援会事務所」）の類の数は、次のとおりその総数が規制されており、選挙管理委員会が発行する証票（有効期限4年）を貼付しなければなりません。

選挙の種類	公職の候補者等 (本人用)	同一の候補者等に係る 全ての後援団体を通じて
市長	6枚	6枚
市議会議員	6枚	6枚

※ 後援団体とは、公職選挙法第199条の5第1項に規定する「後援団体」をいい、政党その他の支部で、特定の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者等を推薦し、若しくは支持するものとされています。

2 個別の規制

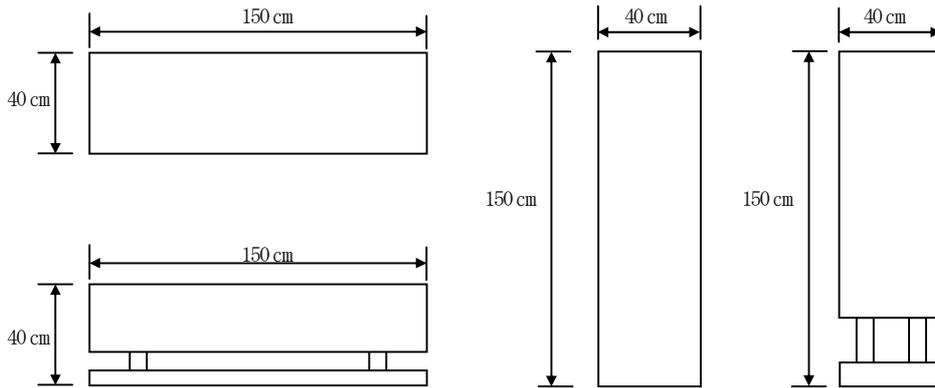
設置できる立札・看板等の枚数は、**1事務所について2枚まで**です。

本人用、後援団体用の事務所が同一の場合は、それぞれ2枚の合計4枚まで設置できます。

3 規格の規制

立札・看板等の大きさは、**150cm×40cm以内（縦長、横長いずれでも可）**となっています。

また、



4 その他の規制

(1) 政治活動用の自動車に、後援団体名・公職の候補者等の氏名又は氏名が類推される事項を記載した看板やポスター等を掲示したり、また自動車に同様の内容を直接記載することも違反となります。

(2) 政治活動用の事務所を表示する立札・看板等は、公職選挙法第143条第16項第1号の規定により、**事務所ごとに「その場所」に設置すること**になっています。したがって、次のような場所に設置しているものは違反となります。

- ・ 事務所の実体のない空地に設置しているもの
- ・ 事務所から相当離れた場所に設置しているもの

(3) 立札・看板等の両面を使用する場合は、**数も2となり、証票も2枚が必要**となります。

(4) 政治活動用の事務所を表示する立札・看板等は、自由に異動することはできません。事務所の所在地に異動があった場合には、「証票交付申請書記載事項変更届」を選挙管理委員会に提出してください。

※有効期限を経過した証票を貼付した立札・看板等を引き続き掲示することはできません。

志布志市選挙管理委員会委員長 様

候補者等 氏名 志布志太郎
住所 志布志町志布志二丁目1番1号
(電話 099-472-1111)
職業 農業
該当選挙名 〇〇選挙

証票交付申請書

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

証 6枚まで

- 1 証票交付申請枚数 6枚
- 2 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地及び事務所ごとの立札及び看板の類の枚数等

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数	立札及び看板の類の記載内容	備考
〇〇町〇〇1111番地1 (電話090-0000-XXXX)	2枚	別紙	
〇〇町△△2222番地1 (電話090-△△△△-XXXX)	2枚	別紙	
〇〇町□□3333番地1 (電話099-000-XXXX)	1枚	別紙	
〇〇町××4444番地1 (電話080-0000-0000)	1枚	別紙	
(電話)			
(電話)			

備考 候補者等本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

志布志市選挙管理委員会委員長 様

後援団体の名称 志布志太郎後援会

代表者の氏名 志布志太郎

主たる事務所の所在地 志布志町志布志二丁目1番1号

(電話 099-472-1111)

証票交付申請書

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 推薦又は支持する候補者等

(1) 氏名 志布志太郎

(2) 住所 志布志町志布志二丁目1番1号

(3) 職業 農業

(4) 該当選挙名 〇〇選挙

2 政治団体としての届出先 鹿児島県選挙管理委員会

3 証票交付申請枚数 6枚

4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地及び事務所ごとの立札及び看板の類の枚数等

6枚まで

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数	立札及び看板の類の記載内容	備考
〇〇町〇〇1111番地1 (電話099-0000-XXXX)	2枚	別紙	
〇〇町△△2222番地1 (電話099-△△△△-XXXX)	2枚	別紙	
〇〇町□□3333番地1 (電話099-0000-XXXX)	1枚	別紙	
〇〇町××4444番地1 (電話099-0000-0000)	1枚	別紙	
(電話)			
(電話)			

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。

なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の枚数は、
0枚です。

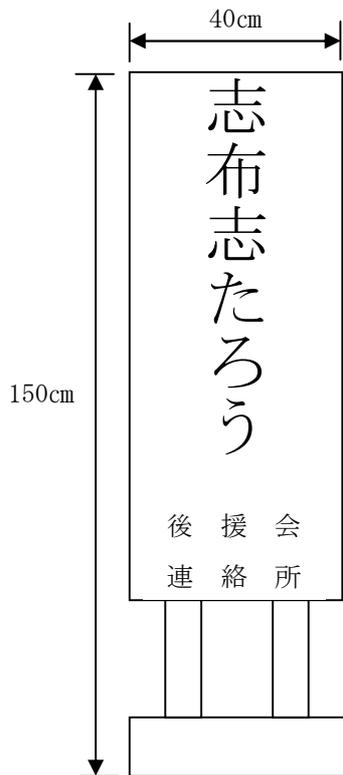
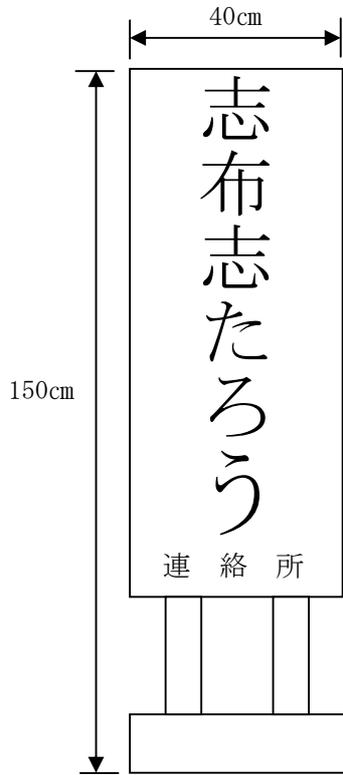
令和〇〇年〇〇月〇〇日

候補者等 氏名 志布志太郎

住所 〇〇町志布志二丁目1番1号

備考 後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

看板例
記載例



選挙運動用自動車の設備外積載許可申請について

- 1 選挙運動用自動車に看板等を取り付ける場合は、「設備外積載許可申請書」を志布志警察署に提出し、許可証の交付を受けてください。

申請者は、運転者となります。運転者が複数いる場合は、運転者の代表者が申請者となります。選挙運動用自動車に取り付けた看板等は、許可を受けた後も、立候補届出が受理されるまでの間は、布や紙等で隠して走行してください。

- 2 申請日等については、次のとおりです。

- (1) 申請日時

期日 月曜日から金曜日（休日、年末年始を除く）

時間 午前9時から正午まで 及び 午後1時から午後4時まで

- (2) 提出先

志布志警察署

- (3) 許可証交付について

許可証は原則即日交付となりますが、申請書等の補正が必要となる場合がありますので、選挙運動期間まで余裕を持って申請してください。

- 3 申請時に必要な書類等

別紙参照

- 4 注意事項

看板等を選挙運動用自動車に溶接等により直接固定することは、車体の形状の変更に当たり、運輸支局の構造等変更検査を受けなければなりませんので注意してください。

※ 道路交通法の規格

高さ・・・地上より3.80メートル以内

幅・・・車の車幅を超えないこと。

長さ・・・車の長さの1.1倍の長さ。

< 設備外積載許可の申請要領 >

1 申請先

「出発地」を管轄する警察署となります（交番及び駐在所は不可）。

- ※ 「出発地」は、選挙用自動車に実際に看板等を設置し、運転を開始する場所となります。選挙事務所以外の場所（自動車整備工場等）で看板等を取り付ける場合は、同所が**出発地**となります。

2 必要書類（全て2部提出）

(1) 設備外積載許可申請書

- ※ 申請書は、最寄りの警察署若しくは県警ホームページから取得可能
- ※ 記載要領は、裏面参照
- ※ 訂正がある場合は、二重線等により訂正してください（訂正印不要）。

(2) 運転免許証の写し

- ※ 申請時に運転免許証を提示可能な場合は、写しの添付は不要です。
- ※ 運転者が複数の場合は、全員の写しが必要となります。
- ※ 住所変更等により運転免許証の裏面に記載がある場合は、必ず、裏面の写しも添付してください。

(3) 運転者一覧表（運転者が複数の場合のみ）

- ※ 一覧表は、運転者の住所、氏名、免許の種類及び免許証番号（16桁）を記載してください。
- ※ 運転免許証の写しを全員分添付することで、一覧表に代えることも可能です。

(4) 自動車検査証の写し

- ※ 申請時に自動車検査証を提示可能な場合は、写しの添付は不要です。
- ※ 許可期間内に車検の有効期間が終了する場合は、新しい自動車検査証の発行を受けた後、速やかに写しのみ警察署へ提出してください。

(5) 積載図

- ※ 記載要領は、記載例参照
- ※ 積載図を添付することに代えて、看板等を積載した状態で車両の正面及び側面を撮影した写真に、看板等及び車両の寸法を記載して提出することも可能です。

(6) 運行経路図

- ※ 「出発地」（看板等を設置し、運行を開始する場所）と「目的地」（看板等を撤去し、運行を終了する場所）を記載し、その間の「経由地」（選挙区等、運行する路線及び範囲等）を記載してください。

3 留意事項

- (1) 設備外積載許可は書類審査により行うため、警察署への車両持ち込みは不要です。

- (2) 設備外積載許可は、道路交通法による許可となります。

選挙運動用自動車に取り付ける看板の大きさや、照明設備の設置、使用可能な車両等については公職選挙法による規定がありますので、選挙運動用自動車について不明な点がある場合は、必ず選挙管理委員会へ問い合わせの上、設備外積載許可の申請は行ってください。

- (3) 許可証は、原則、即日交付となりますが、申請書等の補正が必要な場合もあるため、選挙運動期間まで余裕を持って申請をお願いします。

- (4) 申請に関し、不明な点がある場合は、申請先の警察署に問合せしてください。

選挙運動用自動車に関する設備外積載許可の記載例

第1号様式（第8の1の(1)関係）

制限外積載
設備外積載
荷台乗車
許可申請書

実際に警察署へ書類を提出する日付を記載

令和〇年〇月〇日

鹿児島中央 警察署長 殿

出発地を管轄する警察署名を記載（選挙区外となる場合もあります。）

住所 鹿児島市鴨池新町10番1号
申請者 氏名 鹿児島 太郎

- 申請者は立候補者ではなく車両の運転者となります（住所も事務所ではなく運転者の住所）。
- 運転者が複数の場合は「主たる運転者」を記載
- 押印不要
- 訂正がある場合は二重線等により訂正を行うこと（押印不要）。

申請者の免許の種類 中型一種 免許証番号 961234567890

車両の種類 普通 番号標に表示されている番号 鹿児島400こ1234

車両の諸元	長さ	幅	高さ	最大積載重量
	4.17 m	1.77 m	1.61 m	350 kg

自動車検査証のとおりに記載する（「車両の種類」は「自動車の種別」欄に記載）。

制限を超える大きさ又は重量	長さ	幅	高さ	重量
	m	m	m	kg
制限を超える積載の方法	前	後	左	右
	m	m	m	m

選挙運動期間中に限らず、実際に看板等を積載し、取り外すまでの運転期間を記載

設備外積載の場所 屋根 荷台に載せる人員

運転の期間 令和3年7月1日から 令和3年7月25日まで

運転経路	出発地	経由地	目的地
	鹿児島市鴨池新町	鹿児島市内一円	鹿児島市中央町
通行する道路		国道、県道、市道等	

第 号 制限外許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

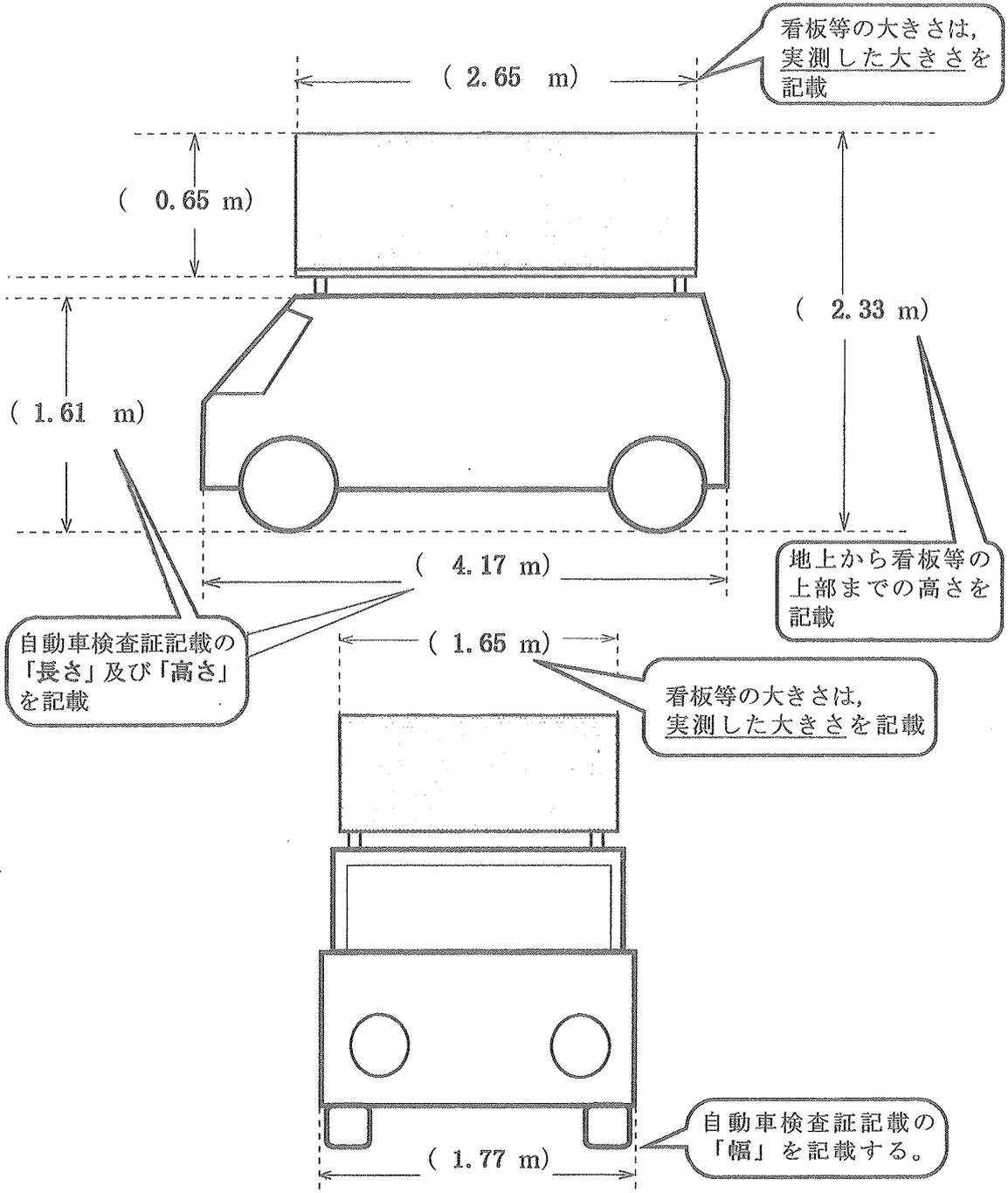
条件

出発地～看板等を取り付けた状態で運転を開始する場所
経由地～選挙運動を行う場所（選挙区）
目的地～看板を取り外して運転を終了する場所

年 月 日 警察署長 印

考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
※ この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島県を被告として（代表者は鹿児島県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があった事を知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

看板等積載図の記載例



※ 注意事項等

この設備外積載許可は、道路交通法による許可となります。

選挙運動用自動車に取り付ける看板の大きさや、照明設備の設置、使用可能な車両等については公職選挙法による規定があります。選挙運動用自動車について不明な点がある場合は、必ず選挙管理委員会へ問い合わせの上、設備外積載許可の申請は行ってください。

※ 積載図を添付することに代えて、車両の側面及び正面を撮影した写真に看板等及び車両の寸法を記載して提出することも可能です。

候補者への注意事項

1 立候補届出日当日に届出手続がスムーズに行われるよう、届出書類等の事前審査を受けてください。

- ㊦ 持参する物 届出書類一式、選挙運動用ポスター原稿1枚、選挙公報原稿2部、選挙運動用ビラ原稿1部（必要な場合のみ）、候補者印
- ㊦ 事前審査日程 令和4年1月13日（木） 及び 1月14日（金）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
市役所本庁・志布志支所1階会議室

2 供託の額は、市長選挙の場合100万円、市議会議員選挙の場合30万円になります。供託所は、鹿児島地方法務局鹿屋支局となりますので、添付の「選挙供託」を確認の上、供託してください。

供託書の金額はあらかじめ印字されていますが、金額以外の箇所で誤字があった場合は、修正テープ又は修正液で消し、その上から改めて記入してください。二重線等の見え消しを行わないので、訂正印も不要となります。

供託金の返還についても申請を行った場所で行いますが、選挙後の供託金返還証明書は2月15日以降に印鑑を持参し選挙管理委員会で受け取ってください。

ただし、得票数が次に満たない場合は没収となります。

- ・市長選挙の場合 : 有効投票の総数の10分の1
- ・市議会議員選挙の場合 : 有効投票の総数を議員定数で除して得た数の10分の1

供託の方法等について御不明な点は、鹿児島地方法務局鹿屋支局（Tel0994-43-6790）に直接お問い合わせください。

3 選挙運動用ポスターは、公営ポスター掲示場（市内216箇所）以外には掲示することができません。また、選挙運動用ポスターは、公営ポスター掲示場に表示している候補者届出番号と同じ番号の所に掲示してください。

※ ポスター掲示板は、アルミ製となっています。表面に薄いビニールが張ってありますので、その上から両面テープや接着剤等で掲示してください。（画びょう等は使用できません。）

4 **政治活動用として活用しているキャッチフレーズやシンボルマーク、政策スローガンは、選挙運動用のポスター・通常葉書・ビラ・自動車看板等に使用すると、事前運動となり規制の対象となります。**

5 立候補届出日当日は、午前8時30分までに到着した候補者が2人以上ある場合は、届出の順番は「くじ」で定めることとします。

6 立候補届出書類の選挙長及び選挙管理委員会委員長の氏名は、事前審査のときに事務局にてスタンプを押しますので記入しないでください。

7 選挙事務所の立看板は、あんどん形式のものや広告塔形式の、立体感のある看板は設置できません。

8 自動車に取り付けて使用する看板等は、選挙の告示日以前に警察の設備外積載許可を受けることとなりますが、立候補の届出が受理されるまでは、看板等の候補者氏名は布や紙等で隠して走行してください。

9 選挙運動用自動車で選挙運動ができるのは、乗車用腕章を付けている4人までです。また、拡声器の使用については、学校・病院・療養施設及び畜舎（養鶏・養豚）等の周辺では、音量に配慮し静穏の保持に努めてください。

10 交付する物件について

立候補事前審査時：公営ポスター掲示場一覧表及び図面、候補者用タスキ

立候補届出日：選挙運動用自動車表示板、拡声機表示板、街頭演説用標旗、乗車用腕章、運動員用腕章、葉書使用証明書及び差出票、新聞広告掲載証明書、各種告示の写し、ビラ証紙、政治活動用自動車表示板（市長選挙）、確認書（市長選挙）

※ 立候補届出後に交付する物件（自動車表示板、拡声機表示板、街頭演説用標旗、乗車用腕章4枚、運動員用腕章11枚）は、選挙終了後、選挙管理委員会に早急に返還して下さい。

※ 交付物件については、再交付しませんので、街頭演説用標旗などは、雨・風対策を施してから、使用してください。

11 **選挙運動費用収支報告書は、選挙の期日から15日以内（2月14日(月)まで）に提出**するようになっているので、期日を厳守してください。

12 候補者・運動員向けの書籍

(1) 立候補の準備から選挙終了後までの手続等について記載されているもの

ア 地方選挙早わかり 候補者運動員必携（日本選挙センターのホームページで購入可能）

イ 地方選挙要覧 令和3年版（国政情報センターのホームページで購入可能）

ウ 地方選挙の手引 令和3年（ぎょうせいのホームページ、一般のインターネット通信販売及び一般の書店（取り寄せ）で購入可能）

(2) 主に選挙運動について記載されているもの

ア 問答式選挙運動早わかり 第5次改訂版（学陽書房のホームページ、一般のインターネット通信販売及び一般の書店（取り寄せ）で購入可能）

イ 選挙運動違反の逮捕実例集（国政情報センターのホームページで購入可能）